

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月24日
【事業年度】	第35期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蓮見 正純
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03（6439）5800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレートファイナンス統括部 統括部長 石川 精一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03（6439）5800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレートファイナンス統括部 統括部長 石川 精一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	24,213	35,952	36,098	45,618	41,785
経常利益 (百万円)	1,796	2,499	3,359	3,480	3,756
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	1,481	1,694	2,062	2,428	2,750
包括利益 (百万円)	1,539	1,792	2,115	2,428	3,001
純資産額 (百万円)	7,128	8,320	9,584	9,816	11,712
総資産額 (百万円)	17,426	21,757	23,491	23,280	26,278
1株当たり純資産額 (円)	294.61	340.13	390.42	408.17	486.24
1株当たり当期純利益金額 (円)	61.22	69.82	84.81	100.03	114.78
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	60.91	69.75	84.74	99.84	114.56
自己資本比率 (%)	40.8	38.0	40.4	42.0	44.4
自己資本利益率 (%)	22.0	22.0	23.2	25.2	25.7
株価収益率 (倍)	24.81	15.47	12.23	19.05	13.77
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	2,389	2,219	2,488	6,662	903
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	631	1,256	212	2,659	901
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	374	882	858	5,768	888
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	10,862	12,801	14,693	12,934	13,849
従業員数 (人)	259	290	298	368	398

- (注) 1. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第32期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第31期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
4. 第35期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第34期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	21,697	33,811	33,658	42,859	36,411
経常利益 (百万円)	1,568	2,104	2,605	2,954	2,465
当期純利益 (百万円)	1,436	1,458	1,665	2,164	2,055
資本金 (百万円)	1,167	1,210	1,210	1,259	1,271
発行済株式総数 (株)	24,362,800	24,520,859	24,520,859	25,103,459	25,123,859
純資産額 (百万円)	6,647	7,510	8,451	8,455	9,645
総資産額 (百万円)	14,806	18,364	18,803	16,227	17,774
1株当たり純資産額 (円)	274.86	307.81	345.37	351.95	401.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	39 (22)	35 (13)	41 (15)	46 (18)	53 (20)
1株当たり当期純利益金額 (円)	59.36	60.11	68.46	89.14	85.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	59.06	60.05	68.40	88.97	85.61
自己資本比率 (%)	44.8	40.7	44.7	51.9	54.1
自己資本利益率 (%)	22.7	20.7	22.1	25.7	22.8
株価収益率 (倍)	25.59	17.97	15.15	21.38	18.43
配当性向 (%)	47.2	58.2	59.9	51.6	61.8
従業員数 (人)	191	219	224	241	268
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	192.7 (112.7)	142.3 (110.0)	142.1 (141.1)	256.0 (169.9)	222.2 (213.2)
最高株価 (円)	1,544 (1,743)	1,540	1,208	2,092	2,194
最低株価 (円)	849 (1,486)	888	918	1,009	1,445

(注) 1 . 株価収益率は、貸借対照表日における株価に基づいて算出しております。

2 . 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

3 . 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 . 第31期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、() 内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

5 . 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

6 . 第32期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第31期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2【沿革】

年月	事項
1991年 9 月	財産コンサルティングを目的として、船井コーポレーション(株) (船井総合研究所の100%連結子会社) と(株)グリーンボックスが中心となり、(株)船井財産ドックを設立 (設立時資本金61,000千円) 本 店 東京都港区芝三丁目 4 番11号 (登記上の本店所在地) 本 社 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目 4 番14号
1991年12月	第三者割当増資 (資本金100,000千円) (株)東海銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行)、(株)東京銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行)、中央信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株))、大和証券(株)、オリックス(株)、日本生命保険相互会社をはじめとする金融機関からの資本参加を受ける
1996年10月	本社を東京都武蔵野市境二丁目14番 1 号に移転
1999年 1 月	全国資産家ネットワークを構築するために、(株)船井財産コンサルタンツ・ネットワークシステムを設立 (当社60%出資、資本金10,000千円)
1999年 4 月	商号を(株)船井財産コンサルタンツに変更 (株)船井財産コンサルタンツ京都を設立 (以降、各地にエリアカンパニーを順次設立)
1999年 7 月	不動産特定共同事業法に基づく任意組合現物出資型による不動産共同所有システムを開始
2000年 7 月	第三者割当増資 (増資後資本金350,000千円) ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド 2 号、船井コーポレーション(株)他からの資本参加を受ける
2000年10月	(株)船井エステート (旧 (株)青山総合エステート) を設立 (旧連結子会社)
2002年 7 月	不動産特定共同事業法に基づく任意組合金銭出資型による不動産共同所有システムを開始
2003年 7 月	本社及び本店を東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号へ移転
2004年 7 月	(株)東京証券取引所マザーズ市場に上場
2004年 7 月	特定非営利法人「日本企業再生支援機構」の設立に参加
2004年10月	フランチャイズ方式による当社ネットワーク「エリアパートナー制度」を導入
2005年 1 月	執行役員制度の導入
2005年 3 月	(有)暁事業再生ファンドを設立 (当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社)
2005年 9 月	不動産賃貸管理会社 KRFコーポレーション(有)(現 (株)青山総合エステート)を出資持分の買取により子会社化 (資本金3,000千円、現連結子会社)
2005年 9 月	(有)地域企業再生ファンドを設立 (当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社) (有)ふるさと再生ファンドを設立 (当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社)
2006年 3 月	100年ファンド投資事業有限責任組合を設立 (旧連結子会社) 当社が同組合の無限責任組合員を務める
2006年 8 月	100年ファンド投資事業有限責任組合 (当社31.5%出資、出資金3,870,000千円、旧連結子会社) を連結子会社化 これに伴い(株)うかいを持分法適用関連会社とする (議決権所有割合40.01%)
2007年 2 月	(株)うかいの河口湖ミュージアム事業を分社化し、(株)河口湖うかいが継承 (当社30%出資、資本金150,000千円、持分法適用関連会社)
2007年 3 月	(株)船井財産コンサルタンツ・ネットワークシステム (旧連結子会社) を当社に吸収合併
2008年 6 月	100年ファンド投資事業有限責任組合を解散のうえ清算
2008年 9 月	(株)プロジェクトホールディングスを連結子会社化
2008年10月	(株)プロジェクトホールディングスを吸収合併し、同社は解散
2009年 9 月	株式の一部売却により(株)うかいを持分法適用関連会社から除外
2009年10月	青山オフィスを東京都港区赤坂八丁目 4 番14号に開設
2010年 4 月	本店を東京都港区赤坂八丁目 4 番14号に移転、青山オフィスを廃止
2010年10月	(株)船井エステートを(株)青山総合エステートに商号変更
2010年10月	KRFコーポレーション(有)をKRFコーポレーション(株)(現 (株)青山総合エステート)へ組織変更
2011年 1 月	Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. をシンガポール共和国に設立 (現連結子会社)
2011年 3 月	株式の売却により(株)河口湖うかいを持分法適用関連会社から除外
2012年 7 月	(株)船井財産コンサルタンツの商号を「(株)青山財産ネットワークス」に変更

年月	事項
2013年 7 月	KRFコーポレーション(株)が(株)青山総合エステートを吸収合併、同日、(株)青山総合エステートに商号変更（現連結子会社）
2013年10月	(株)日本資産総研を経営統合（当社100%出資、資本金195,500千円、現連結子会社）
2013年10月	Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. をアメリカ合衆国 カリフォルニア州に設立（旧連結子会社）
2015年 5 月	東京証券取引所第二部に市場変更
2015年 6 月	不動産特定共同事業法に基づく金融庁長官・国土交通大臣許可を取得
2015年 9 月	合同会社青山ライフプロモーションを設立（旧連結子会社）
2016年 1 月	(株)プロジェスト（現 (株)青山財産インベストメンツ 現連結子会社）と、新生インベストメント&ファイナンス(株)との合併により新生青山パートナーズ(株)を設立（(株)青山財産インベストメンツ 50%出資、資本金3,000千円）
2016年 8 月	(株)日本M&Aセンターとの合併により(株)事業承継ナビゲーターを設立（当社50%出資、資本金40,000千円）
2017年 5 月	PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIAをインドネシア共和国に設立（現連結子会社）
2017年 6 月	(株)日本資産総研とその子会社である(株)日本資産総研コンサルタント及び(株)日本資産総研ワークスが合併し、存続会社である(株)日本資産総研コンサルタントを(株)日本資産総研（現連結子会社）に商号変更
2017年10月	不動産特定共同事業法改正スキーム地方創生事業の当社第1号案件となる小松駅前複合施設「Komatsu A×Z Square（こまつアズスクエア）」が竣工
2019年 2 月	(株)キャピタル・アセット・プランニングと資本業務提携
2019年12月	HACグループ及び篠原公認会計士事務所グループとの三社合併で、(株)青山財産ネットワークス九州を設立（現連結子会社）
2020年 9 月	一般社団法人不動産特定共同事業者協議会 代表理事会長に代表取締役社長蓮見正純が就任
2020年10月	(株)青山フィナンシャルサービスを設立（現連結子会社）
2021年 1 月	(株)青山ファミリーオフィスサービスを設立（現連結子会社）
2021年 3 月	Hash DasH Holdings(株)と資本業務提携
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第二部からスタンダード市場に移行
2022年 6 月	(株)日本デジタルインベストメントを設立（現連結子会社）
2022年 8 月	(株)事業承継ナビゲーターを(株)ネクストナビに商号変更（現持分法適用関連会社）
2022年 8 月	地方創生事業第2号案件「TSURUGA POLT SQUARE otta（オッタ）」を竣工
2023年 6 月	Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. を清算し、連結の範囲から除外
2024年12月	(株)チェスター、(株)チェスターライフパートナー、(株)チェスターコンサルティング、(株)アーバンクレストを経営統合（現連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社14社及び関連会社2社により構成されており、個人資産家及び企業オーナーに対して財産承継・事業承継・財産運用等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング業務を主たる事業としております。

当社グループの事業は、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであります。当社グループの売上分類といたしましては、(1)財産コンサルティング、(2)不動産取引に区分しております。

（1）財産コンサルティング

個人資産家への財産承継コンサルティング、企業オーナーへの事業承継コンサルティング、コンサルティングの実効性を高めるための商品を提供した際に得られる売上を財産コンサルティングに計上しており、内訳は次の通りです。

財産承継

財産承継につきましては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。

財産承継では、相続が発生した際に相続税の納税額はどれくらいになるか、そして納税できる資金は確保できるのか、遺産分割が円滑に行われるのか、さらに納税後のご家族の生活資金は十分かといった分析・将来シミュレーションを行い、問題点と問題を解決するための課題を明らかにしていきます。そして、課題解決の為の施策の検討、実行のお手伝いをします。この財産承継において重要になるのが、相続争いを未然に防ぐための遺言書作成、信託の活用、収入アップや分割しやすくするための資産の組換えと納税資金や相続後の遺された方の生活資金を確保するための対策です。

また、財産承継で培ったノウハウを活かし、財産に関する社会問題の解決にも取り組んでおります。

事業承継

事業承継につきましては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M & A後の財産承継支援やM & A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。

企業オーナーの事業承継問題は今や日本における非常に大きな課題となっています。そうした中、同族承継を続けられる企業オーナーの方々に対しては「経営の承継」と「ファミリー財産の承継」の総合的なご支援を拡大していきます。同族経営の根底に脈々と流れる創業の理念やファミリーの哲学に配慮し、お客様の立場に立った視点で中長期プランの作成、実行、定期的な見直しを行います。オーナー経営者に相続や認知症の発症が起きても、経営は揺るがず、家族の生活の安定が確保され、納税も行える状況を維持し、世代を超えて長期にわたってご支援してまいります。

一方で、後継者不足の問題はますます深刻化しています。127万社にのぼるとも言われる後継者不在企業の存在の大きな原因として事業の先行き不安があります。事業承継の検討においては、事業の将来性を十分に検討し、同族承継のみならず、M & Aによる第三者承継、役職員による承継、廃業など、承継の選択肢を幅広く持ち、最適な事業承継の選択をしていくことが求められます。

この事業承継を推進するために、株式会社日本M & Aセンターと合併で設立した株式会社ネクストナビにより企業オーナーの意思決定をサポートしております。また、M & Aが終わった後の財産コンサルティングを一気通貫で行うサービスも好評を得ており、今後ますます拡大していく予定です。更には、新生銀行グループとの間で事業承継に悩んでいる企業を対象とする事業承継ファンドを組成し、幅広い事業承継ニーズに対応するビジネスモデルを整えております。

商品組成等

商品組成等につきましては、ADVANTAGE CLUB及びプライベート任意組合から得られる運営管理報酬、オペレーティングリース商品の提供、地方創生プロジェクトから得られる運営管理報酬、海外での運用商品等を開発して提供した際に得られる報酬など、独自の商品を開発してお客様の財産運用及び財産管理のコンサルティングを行うことによる売上を計上しております。

(2) 不動産取引

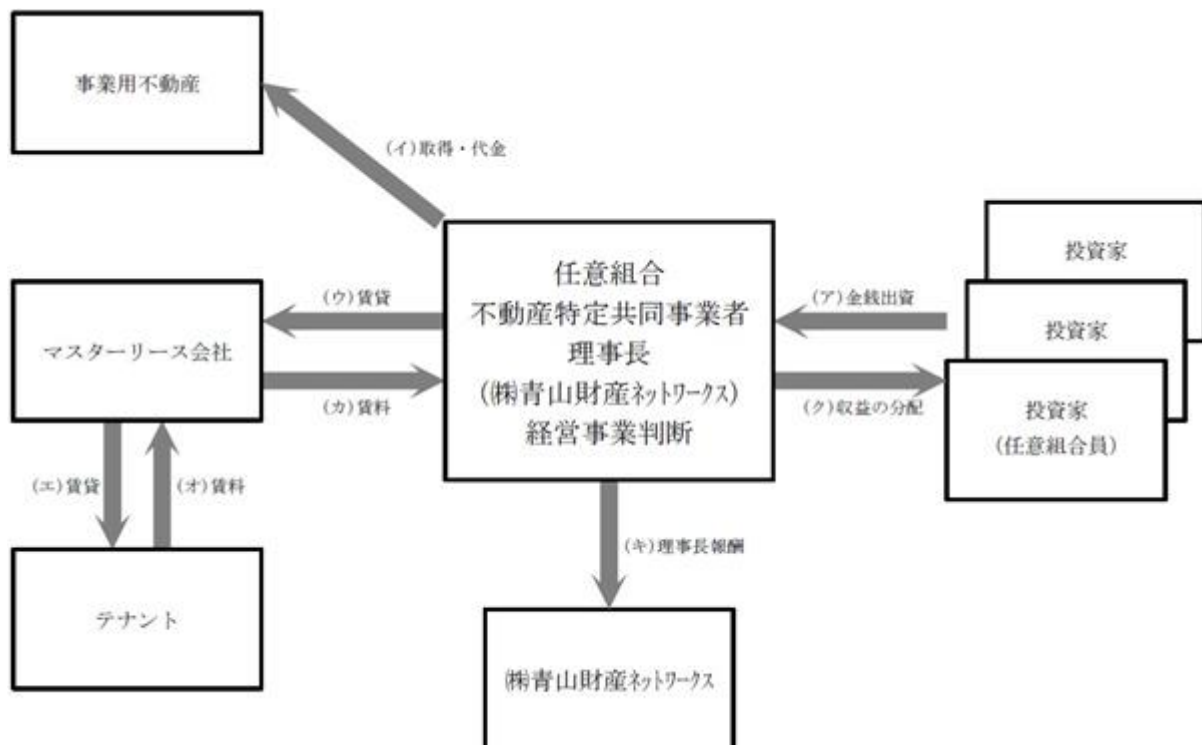
当社グループは財産コンサルティングの一環として、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産を仕入れ、不動産に関連した商品の開発を行い当社顧客等への販売を行っております。顧客の不動産買い替え需要に対して当社グループは顧客の要望に沿った不動産物件を仕入・販売いたします。顧客の要望にそのまま適う物件があった場合には、当社グループは物件の仲介を行うだけでありますが、権利関係の整理、優良テナントの誘致、リニューアルなどを行い高利回り物件に仕立て直す場合には、当社グループで仕入を行い、当社グループのノウハウを注入し高付加価値物件として顧客に販売することになります。また、不動産特定共同事業法に基づき当社が商品化した「不動産共同所有システム」（後述、「不動産共同所有システム」をご参照ください。）により組成された任意組合に対しても、事業用不動産の供給を行っております。

顧客の資産運用ニーズに応える商品として当社が開発した「不動産共同所有システム」の内容については、次の通りであります。

不動産共同所有システム - ADVANTAGE CLUB（商標登録）

「不動産共同所有システム」とは、不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品であります。投資家が不動産特定共同事業法に基づいて任意組合契約を締結し、この任意組合が事業用不動産を取得してその賃貸運用収益を投資家に配当として分配するものであります。当社は、任意組合の組成、投資家の募集、投資対象物件の取得、任意組合の理事長（任意組合の業務執行組合員）として任意組合の業務執行を行います。

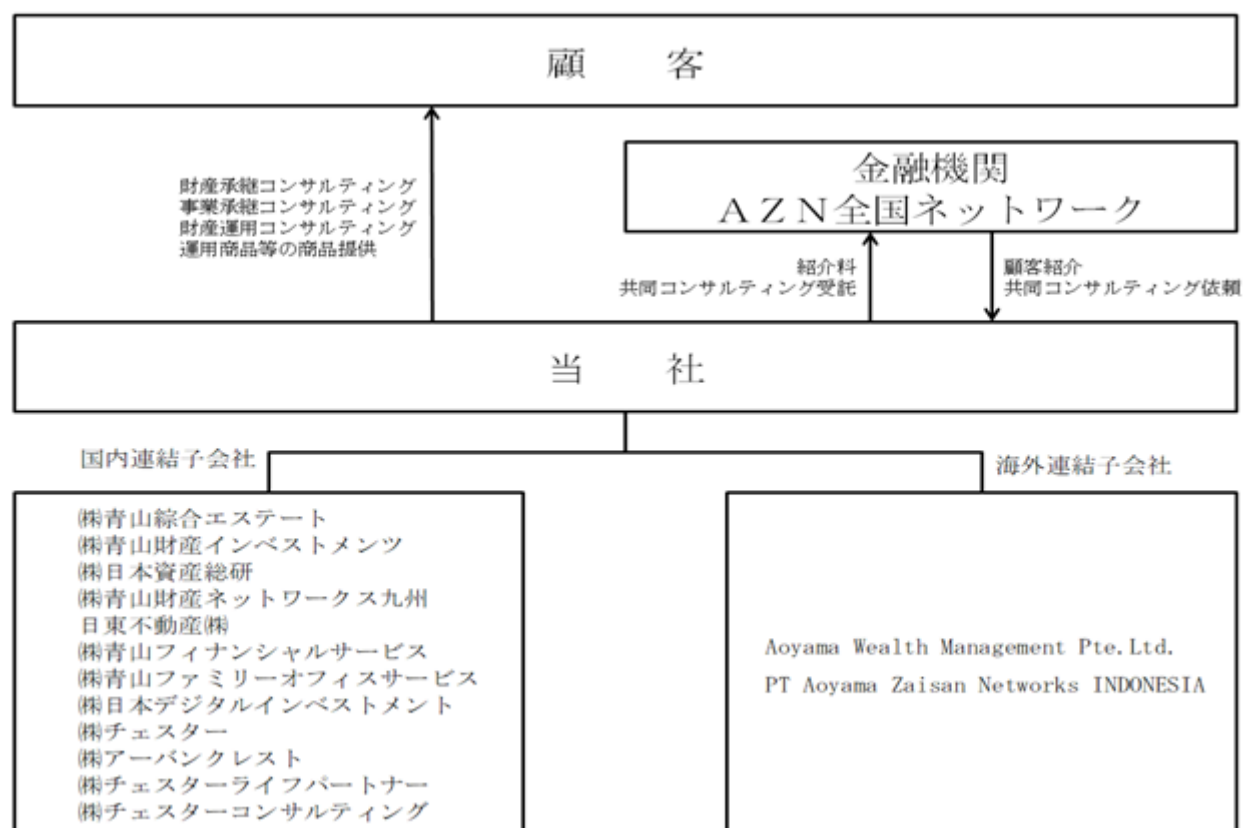
不動産共同所有システムのスキーム図は、以下の通りであります。



- (ア) 投資家は任意組合契約を締結し、金銭出資を行うことにより任意組合の組合員になります。
- (イ) 任意組合は、事業用不動産を取得し、取得した事業用不動産は、理事長以外の全組合員の共有といたします。ただし、事業用不動産の不動産登記簿上の名義は、理事長である株式会社青山財産ネットワークスの名義になります。
- (ウ) 任意組合は、(イ) で取得した事業用不動産についてマスターリース会社と賃貸借契約を締結します。
- (エ) マスターリース会社は、任意組合の取得した事業用不動産のテナントを募集し、不動産賃貸借契約を締結します。
- (オ) マスターリース会社は、テナントから賃料を徴収します。
- (カ) マスターリース会社は、任意組合に対し(ウ) の賃貸借契約に従い賃料を支払います。
- (キ) 任意組合は、当社に理事長報酬を支払います。
- (ク) 任意組合は、諸経費を控除した純利益を投資家（任意組合員）に分配します。

当社グループの事業系統図は、以下の通りです。

[事業系統図]



上記の他に、関連会社 2 社（株式会社ネクストナビ及び新生青山パートナーズ株式会社）があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱青山総合エステート	東京都港区	3 百万円	不動産管理	100	役員の兼任がある。
㈱青山財産インベストメンツ	東京都港区	10 百万円	経営コンサルティング	100	役員の兼任がある。
㈱日本資産総研	東京都千代田区	100 百万円	不動産の売買、賃貸の仲介及び財産活用に関する総合コンサルティング	100	役員の兼任がある。
Aoyama Wealth Management Pte.Ltd.	シンガポール	50 千シンガポールドル	海外における総合財産アドバイス	100	当社からの資金の借入、役員の兼任がある。
PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA	インドネシア	90 億インドネシアルピア	資産運用・保全コンサルティング	100 (0.25)	当社からの資金の借入、役員の兼任がある。
㈱青山財産ネットワークス九州	福岡県福岡市	30 百万円	事業承継及び財産活用に関する総合コンサルティング	80	役員の兼任がある。
日東不動産㈱	千葉県千葉市	20 百万円	不動産管理	100 (100)	役員の兼任がある。
㈱青山フィナンシャルサービス	東京都港区	60 百万円	金融商品仲介業	83.3	当社からの資金の借入、役員の兼任がある。
㈱青山ファミリーオフィスサービス	東京都港区	50 百万円	同族企業一族の非財産分野コンサルティング	100	役員の兼任がある。
㈱日本デジタルインベストメント	東京都港区	50 百万円	投資運用業	100	役員の兼任がある。
㈱チェスター	東京都中央区	3 百万円	不動産売買仲介、不動産買取再販、不動産コンサルティング	100	役員の兼任がある。
㈱アーバンクレスト	千葉県習志野市	5 百万円	不動産売買仲介、不動産管理、不動産コンサルティング	100 (100)	役員の兼任がある。
㈱チェスターライフパートナー	東京都中央区	3 百万円	生命保険の募集、コンサルティング等	100	役員の兼任がある。
㈱チェスターコンサルティング	東京都中央区	1 百万円	事業承継、M&Aアドバイザリー	100	役員の兼任がある。
(持分法適用関連会社) ㈱ネクストナビ	東京都千代田区	40 百万円	事業承継、財産活用に関する総合コンサルティング	50	役員の兼任がある。

(注)議決権比率の()内は間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

当社グループのセグメントは、財産コンサルティング事業の単一セグメントであります。

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
財産コンサルティング事業	281
全社（共通）	117
合計	398

- （注）１．従業員数は、就業人員であります。
 ２．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
 ３．従業員数が前連結会計年度末に比べ30名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2)提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
268	39.9	6.47	9,285

セグメントの名称	従業員数（人）
財産コンサルティング事業	194
全社（共通）	74
合計	268

- （注）１．従業員数は、就業人員であります。
 ２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 ３．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
 ４．従業員数が前事業年度末に比べ27名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

	当事業年度				
	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
提出会社	15.4	71.4	62.6	66.3	29.6
提出会社及び国内連結子会社 (注)3	16.8	70.0	61.6	68.8	20.6

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第5号に規定されている連結会社を対象としておりますが、海外子会社は含めておりません。

(補足説明)

男女の賃金差については、男性の平均年齢が高いこと(+2.5歳(2025年))、男性の平均勤続年数が長いこと(+0.7年(2025年))ならびに男性の管理職比率が高いこと(83.2%(2025年))等が影響しております。そのため職種/職位別に比較すると賃金について大きな差は見られません。女性従業員比率と女性管理職比率を増加させていくことで、賃金差は今後縮小していく見込みです。

また、パート・有期労働者については、定年再雇用者を主とする賃金ベースの高い役職者の男性比率が高いため、格差が大きくなっております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針及び経営環境

当社グループは「財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献していきます」を経営目的に掲げている総合財産コンサルティング会社です。当社グループのお客様である個人資産家や企業オーナーの事業承継、不動産、相続など、財産に関する「悩み」は環境の変化に伴いますます複雑化しております。不動産価格の上昇や金融資産の増加に伴う相続資産の増加により相続税が課税される方々が増加し、その課税額も増加傾向にございます。2030年代には団塊の世代の方々の大量の資産が相続されることが想定されており、相続に関するお悩みを抱えている方々はますます増加傾向にあります。事業承継においては、企業オーナーの高齢化や後継者不在が依然として社会問題になっており、廃業を含めた様々な選択肢を検討する必要性がございます。当社グループは同族承継、従業員承継、M & A、廃業支援等、様々な選択肢を提供できる専門家集団であり、企業オーナーの事業承継のすべての選択肢においてサービスを提供できる体制を構築していることから、ご相談件数が増加しております。昨今では東京証券取引所の市場改革に伴う相談案件も増えており、当該課題解決に向けたファイナンシャルアドバイザーサービスの提供も行っております。

(2)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは2025年からの3ヵ年を対象とした中期経営計画を策定し、「パートナー戦略」、「サービス戦略」、「人材戦略」、「知財戦略」、「マーケティング戦略」、「サステナビリティ戦略」、「財務戦略」の7つを戦略の柱として掲げております。主な進捗は以下の通りです。

パートナー戦略

全国の金融機関・会計事務所との連携強化を目的に主要都市での拠点開設の準備を行ってまいりました。2026年1月に岡山拠点準備室を開設しましたが、富山・金沢、名古屋、静岡、仙台、札幌などの主要都市で順次、拠点を開設する予定です。また、金融機関・会計事務所以外の富裕層の方々へサービスを提供している企業とも新たに連携を行うための準備を開始しております。さらには2024年末に経営統合したチェスターグループとの連携強化を推進し、相互に数百件のお客様をご紹介します。2026年以降に本格的なシナジー効果が現れる見込みです。

サービス戦略

時代の変化に対応した新たな個別サービスの創出を目指しており、2025年度は公益法人の設立・運営をトータルで支援する新サービスの本格提供を開始しました。また、事業法人向けのオペレーティングリース商品の提供も再開しました。

人材戦略

ますます拡大するニーズに対応するために積極的な採用活動を行うとともに、人材育成と働きやすい環境の整備に取り組んでまいりました。2025年度末のコンサルタント数は281名となり前期末から24名増加しました。

知財戦略

コンサルティング業務の質・量の両面を向上させ、より多くのお客様にサービスを提供することを目的としたAIエージェントの開発に注力してまいりました。2025年度においては8体のAIエージェントを開発しており、2027年度末までに約300体のAIエージェントを開発する予定です。生産性を向上させお客様との面談時間を創出することにより成約率の向上と成約件数の増加を実現してまいります。

マーケティング戦略

認知度向上のために積極的なメディア向けのリリースを行ってまいりました。2025年7月にはチェスターグループとの経営統合を記念した大規模セミナーを実施したことにより、新たなお客様から数多くのご相談をいただきました。

サステナビリティ戦略

社会課題の解決により持続的な社会の実現と企業価値の向上を目指したサステナビリティ経営を推進してまいりました。

財務戦略

ROE20%超の維持、配当性向50%水準、累進配当、D O E 10%水準などを目標に掲げております。2025年度はROE25.7%、配当性向46.2%、前期比7円の増配、D O E 11.9%となりました。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組の状況は、次の通りです。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは総合財産コンサルティング会社であり、お客様の大切な財産や事業の持続的な発展のご支援をさせていただく立場として、気候変動対策をはじめとした環境負荷低減の取り組みは重要な課題です。また、「100年財産コンサルティング」を標榜する当社グループは、コンサルティングの源泉である人材育成を土台とし、持続的に成長していく必要があります。サステナビリティについてモニタリング・推進していくことは当社の経営目的の達成に欠かせないことから、2022年2月に取締役会と連携する体制でサステナビリティ委員会を新設し、本委員会を筆頭に、全社を挙げて邁進しております。

サステナビリティ委員会は、取締役会で決議する目標の進捗管理や評価などを目的として、持続可能な成長基盤の構築を目指すとともに、サステナビリティの方針や戦略、施策について監督・モニタリング機能を果たします。

代表取締役社長が委員長を務め、メンバーは常勤取締役及び委員長が指名した者をもって構成されます。



サステナビリティ委員会の傘下には、5つのセグメント「経営理念浸透・人材強化」「働き甲斐のある会社創造」「社会貢献」「ガバナンス強化」「マーケティング強化」を設置し、各セグメントには複数の分科会が設置されています。それぞれのテーマに基づいて多様な視点から、具体的な改善活動の提言と推進を行います。各分科会のメンバーは事務局長が関連部署の担当者から選定し、各分科会はゴールと、それに向けたプランを設定し、議論と検証を重ねながら活動を推進していきます。分科会の活動内容はサステナビリティ委員会へ毎月報告され、サステナビリティ委員会より取締役会へ3か月に一度報告を実施しています。取締役会ではサステナビリティ委員会からの報告をもとにリスク管理方針の検討を行い、経営計画や戦略、施策の決定を行っています。



(2) 戦略

TCFD（シナリオ分析）

当社グループは、不動産をはじめとする当事業活動にともない排出される温室効果ガスが気候変動に大きな影響を与えると考えており、主要なリスクだと捉えています。そのため、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言へ賛同しております。

TCFDはサステナビリティ委員会内の分科会として位置づけられ、気候関連のリスク及び機会の評価、戦略策定ならびに温室効果ガスの排出量算出等に取り組んでおります。

戦略の検討では、「ADVANTAGE CLUB（アドバンテージクラブ、以下「AD」）」をシナリオ分析の対象といたしました。ADは2025年における総売上高比率約68%、CO₂排出量比率約69%を占め、当社における代表的な商品であり、また主要なCO₂排出源となっております。シナリオ分析の結果を将来的に経営戦略へと反映させ、今後一層環境に配慮した施策に取り組み、資産価値の向上と社会的課題解決に貢献し、お客様・テナント様のニーズに応えてまいります。

前提条件

選択シナリオ：2、4

移行リスク：2030年時点を想定、物理リスク：2050年時点を想定
不動産業界（不動産小口化商品）におけるリスクと機会は以下のように推測します。

事業インパクト				
リスク種別	リスク項目	リスク	機会	評価
移行 リスク 気候変動への移行に関する リスク・機会	温室効果ガスの排出に関する規制の強化	・規制クリアのための工事/改修等のコスト増加 ・基準適合の確保のための審査等の運用コスト増加	・基準に適合した高効率設備によりテナントの嗜好性向上、稼働率の安定化	大
	炭素税・炭素価格	・各テナントの営業コスト（電力料金、炭素等）増加 ・組成時/運用中に行う改修等のコスト増加	・テナント負担を軽減することで嗜好性を向上、稼働率の安定化	大
	テナントのニーズ変化	・省エネ技術導入/ESG対応の遅れによる稼働率の悪化 ⇒収益性（利回り⇒管理報酬）の低下	・新しいニーズ（ESG重視）のテナントの取り込み、賃料率値上昇による収益性（利回り⇒管理報酬）向上	大
	投資家（AD購入者/株主）のニーズ変化	・投資先の選定基準の変化によるAD年間総合金額（販売額）への影響 ・低炭素経済への移行遅れによる株主からの指摘	・ESG投資家層（新規ニーズ）の取り込みによる計画通りの安定した商品組成（販売）を達成	大
物理的 リスク 気候変動による物理的変化に関する リスク・機会	洪水・高潮による水害の増加	・浸水/停電等への対策費、復旧等費用の増加 ・浸水リスク上昇にともなう資産価値の低下 ・収益性（利回り⇒管理報酬）の低下	・水害対策（土留、止水版、防水工事、外壁工事等）を行うことでリスクを最小化し、物件の競争力を向上 ・ハザードリスクの低い物件を選定・運用することで相対的に物件の価値が向上	大
	平均気温の上昇	・空調関連の運用コスト/快適性確保のためのコスト増加 ・省エネ設備需要が高まるため導入コストの発生 ・雇用の従業員の作業効率低下	・CO ₂ 排出量の削減（LED化/空調改修等による省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入/切り替え等）による社会貢献と空調コスト削減	大
	海面の上昇	・慢性的な浸水リスクの増加	・都心3区の物件は沿岸部の物件と比較して安全性が高く相対的に価値が向上。	小～中
	台風による被害の増加 その他異常気象の激甚化	・水害の発生頻度を高める影響 ・その他気象の変化	・水害対策（土留、止水版、防水工事、外壁工事等）をはじめ、各災害への対策を行うことでリスクを最小化し、物件の競争力を向上。	小～中

IEA、環境省等のデータに基づき、それぞれのシナリオ（2、4）における世界観を想定し、各リスクが財務へ及ぼす影響について、試算をいたしました。いずれのシナリオにおいても組成規模の拡大により粗利額は増加しますが、気候変動リスクによるインパクトまたはその対策費用により粗利額へ影響が出ることを想定しています。いずれのシナリオにも対応できるよう、社内外関係者からのフィードバックを通じて、戦略のブラッシュアップ・経営戦略への反映をサステナビリティ委員会が中心となって実施してまいります。引き続きADVANTAGE CLUBの安定した運用に努め、お客様の大切な資産を守ってまいります。

人的資本

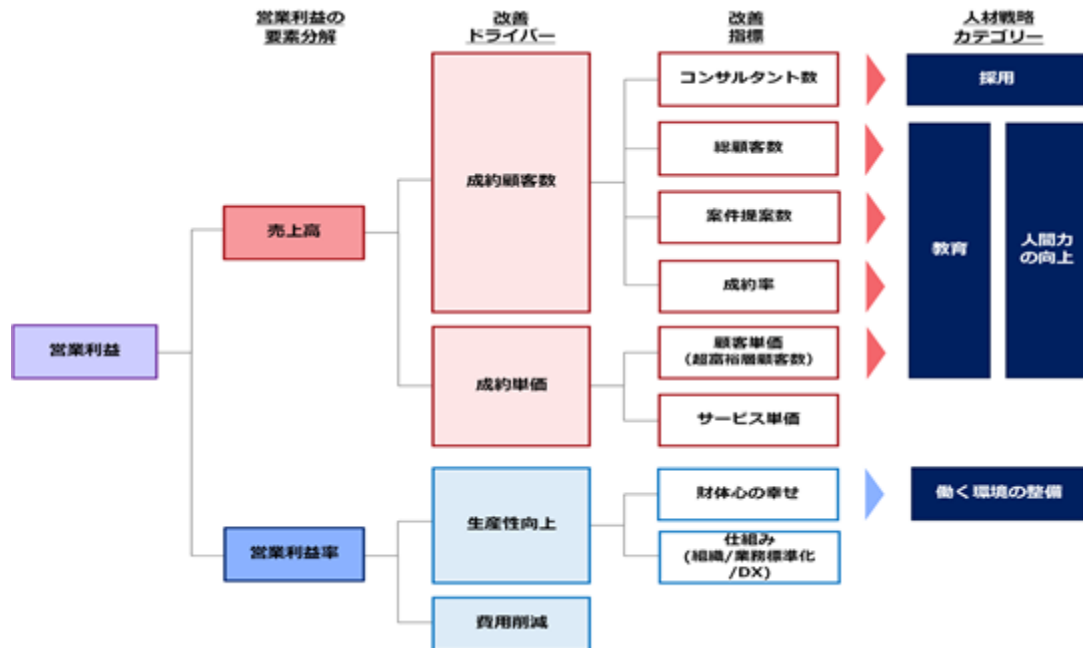
当社グループにおいて、コンサルティングの源泉である「人的資産（資本）」は極めて重要な経営資本です。社員の能力と人間力を向上させ高品質なサービスを提供するとともに、社員の多様性を高めることでお客様のさまざまな価値観・ご要望に応え、財産コンサルティングのさらなる高付加価値化を促してまいります。人的資本への投資は事業基盤やその土台となるサステナビリティ経営への投資であり、当社グループが持続的に成長していくために不可欠なものです。人的資本への投資に対するリターンの総合的な指標として、従業員一人当たり営業利益をモニタリングしております。人的資本に関する各施策の進捗により、従業員一人当たり営業利益の向上を目指します。2025年度を初年度とする3ヵ年計画においては、AIを活用した業務構造の変革に注力しております。AIエージェントを活用し社内業務を大幅に削減することにより、お客様との面談時間を増加させ、提案の質と量を向上させてまいります。AIエージェントの本格稼働は2027年以降を予定しており、従業員一人当たり営業利益につきましては2027年以降にさらなる向上を目指しております。



2024年実績については、営業利益に株式会社チェスター、株式会社チェスターライフパートナー、株式会社チェスターコンサルティング、株式会社アーバンクレストの実績を含まないため、社員数から当該会社の社員数を除して算定しています。

経営目標の達成へ向け、人材戦略が「財産コンサルティング事業」の「営業利益」ならびに「営業利益率」の向上に寄与するための要素を検討いたしました。

営業利益についてロジックツリーを作成し、可視化された要素に対する人材戦略を検討しました。その結果、今後事業を拡大していく当社が取り組むべき人材戦略上のポイントを「採用」「教育」「人間力の向上」「働く環境の整備」の4点に集約いたしました。



a. 採用

地域金融機関等の提携数の増加に伴い、コンサルティング案件や、ADVANTAGE CLUB等の商品販売に繋がる顧客の紹介を受けた結果、当社グループの顧客数は順調に増加傾向にあります。社内体制の効率化（組織体制、業務の標準化、DX）を推進しておりますが、それを上回る紹介数であるため、対応するコンサルタントの採用を進めております。採用施策として採用要件の明確化と採用チャネルの強化・最適化について重点的に取り組んでおります。

b. 教育

従来は中途採用による即戦力を重視しておりましたが、在籍しているコンサルタントへの教育体系を整え、教育・研修にも注力しております。コンサルタント全体のレベルを引き上げることで、当社の提供価値の向上と標準化を行います。当社グループの根幹であるコンサルティング分野の品質向上は新たなお客様からのご相談に繋がり、更なる好循環を生む起点となります。

コンサルタント育成

コンサルタントに関する専門スキルの体系化を行い、当社グループのコンサルタントとして必要な要件を整理いたしました。専門スキルの体系化により業務の標準化と専門スキルの均一化（底上げ）を促し、生産性を改善、お客様へ均一で高品質なコンサルティングを提供いたします。教育内容は「専門知識」と「営業総合力」に大別され、「専門知識」では税務・会計等のコンサルティングを行うにあたり必要となる専門知識を、「営業総合力」では商談をまとめていくために必要となる一般的な営業上の知識・テクニックを学習します。数年間におよぶ研修プログラムを通して、より難易度が高く高単価な案件に取り組める力を培います。

幹部人材育成

当社グループを牽引する幹部人材の育成にも取り組みます。外部研修を活用し経営において必要となる知識を学び、異業種との交流により見識を深めるプログラムと、現役役員と連携しながら課題解決に取り組む高密度体験プログラムを並行して進めます。推薦を受けた候補者は数年をかけプログラムへ参加し、グループを牽引するのに必要な力を培います。

DXを活用した人材育成の高度化

当社では、コンサルタント一人ひとりの専門性と付加価値を最大限に引き出すため、人材育成とDX推進を一体で進めています。

デジタル技術やAIを活用し、情報収集や資料作成、業務プロセスの高度化・効率化を図ることで、コンサルタントが本来注力すべき思考・提案・顧客対応といった高付加価値業務に集中できる環境づくりを進めています。また、DXは単なる業務効率化の手段ではなく、人材育成を支える基盤であると捉えています。デジタルツールを活用した教育・情報共有の仕組みを整備するとともに、変化の激しい環境に対応できる人材の育成を通じて、コンサルティング品質の向上と持続的な企業価値の創出につなげています。

c. 人間力向上

お客様の大切な財産や事業についてご相談いただくには、コンサルタントがお客様から信頼を得ることが最も重要です。そのためには、誠実さ、優しさ、思いやりなどを兼ね備えた「人間力」が高いコンサルティング集団へと成長することが欠かせません。また、財産や事業の承継などに「正解」はありません。大切なのは合理的な「正解」ではなく、お客様にとっての「最適」を目指すことです。お客様の目線に立ち、お客様と伴走するためにも「人間力」が必須です。人間力向上は直接的に経営目標に寄与するものではありませんが、当社グループの基本的価値観として重要視しております。当社グループの価値は、一人一人の人間力の総和です。

d. 働く環境の整備

従業員エンゲージメントと生産性には正の相関関係がみられることが各種調査で明らかになってきております。また、従業員エンゲージメントの向上は生産性に限らず、一般的に離職率の低下や採用成功率の上昇などにも寄与すると言われており、事業規模を拡大している当社グループにとって重要な課題です。

健康経営

当社グループは、これまでも社員の健康増進のために、専門家による社員向けの健康セミナーやリフレッシュルームへの酸素ボックスの設置、またマインドフルネスを導入し、瞑想ルームの設置等、様々な取り組みを行ってまいりました。また、2022年7月には健康経営宣言を制定いたしました。宣言の目的は、「弊社グループ社員の心と体の健康を守ること、社員満足度を高めていくこと」、「社員満足度向上により、社員が自身の能力を最大限発揮でき、お客様への貢献にも繋がり、弊社グループの持続的成長と企業価値の向上につながる」との2点としています。

健康経営宣言

当社グループは「社員の健康が全ての基本」を経営課題とし、経営目的の「お客様の幸せに貢献し、共に働くメンバーの物心両面の幸せを目指す」を実現します。

健康経営優良法人2026への認定

上記の取り組みの結果、当社は経済産業省と日本健康会議が共同で運営する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人 2026（大規模法人部門）」に認定され、3年連続の認定となりました。引き続き、グループを挙げて健康経営への取り組みを推進してまいります。



組織サーベイの実施

当社では、従業員の働きがいや働きやすさを把握し、人的資本経営およびサステナビリティ施策の高度化につなげることを目的として、従業員を対象としたアンケートを実施しています。2025年度からは、従来のアンケートを刷新し、サステナビリティ委員会の各分科会活動と連動した内製の「サステナビリティアンケート」として実施しています。本アンケートは、理念浸透、働きがい・働きやすさ、社会貢献活動、ガバナンス強化、マーケティングといったサステナビリティの重点領域に関する設問を通じて、会社と従業員の関係性を全社俯瞰の視点で定量的に把握することを目的としています。

2025年度のサステナビリティアンケートでは、エンゲージメントや働きやすさを中心に現状を把握し、その結果を踏まえて、オフィス環境の改善や研修制度の拡充など、具体的な施策につなげています。

今後も本アンケートを通じて、人的資本およびサステナビリティに関する取り組みの効果を継続的に確認し、社員一人ひとりが働きがいを持ち、能力を発揮できる環境づくりを進めてまいります。

(3) リスク管理

TCFD(気候変動リスク・機会への対応)

当社グループ全体に関わる中長期的な視点での気候変動リスク・機会についてはサステナビリティ委員会が統括し、取締役会と連携する体制で監督・モニタリングを実施し、経営戦略への反映をおこなってまいります。また、当社グループでは創業時より不動産ソリューションサービスを提供しており、都心部の高価な不動産を取り扱っております。個別案件ごとのリスク管理を行うため、「不動産プロジェクト諮問会議」、「コンプライアンス委員会」を以前より設置しており、所定の条件を満たす案件においては、本諮問会議・委員会での審議が実施されています。審議の一部として気候変動に関わるリスク管理も実施されています。

人的資本

当社グループでは、日常の個々の社員に関するリスク管理は主に人事部により実施されています。体と心に関するリスクが主要なリスクであると定義し、管理ならびに相談の受付を行っています。当社グループ全体に関するリスクについては「サステナビリティ委員会」ならびに「コンプライアンス委員会」によって管轄され、リスクを最小化するための管理体制を整えております。

リスク種別	管轄	対応施策
社員個人に関するリスク	人事部 法務課 総務部	【体の健康】 労働時間の管理 ・残業時間の管理/監督 ・PCログと勤務時間の乖離について監視 ・有給休暇の年間5日取得確認 健康の管理 ・健康診断受診率の進捗管理 ・食事/運動の指導（外部講師によるセミナー開催） 【心の健康】 ・ハラスメント相談窓口（社内/社外）の設置、面談の実施 ・組織サーベイによる社員の満足度のモニター（2022年より実施）と対応策の検討/実行 ・ストレスチェックの実施 【その他】 ・e-learning受講管理（コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修）
当社全体に関するリスク	サステナビリティ委員会 コンプライアンス委員会	・コンプライアンス委員会規定の改定/審議活性化施策 ・情報セキュリティ強化（研修、システム導入） ・その他企業リスクの洗い出し、リスクの定例的な審議体制の構築 代表取締役社長、常勤取締役、各執行役員事業本部長及び外部法律専門家である弁護士をもって構成。取締役会と連携して、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する審議を実施。

(4) 指標及び目標

TCFD(CO 総排出量)

当社グループにおけるCO 総排出量の実績は以下の通りです。

		2021	2022	2023	2024	2025
	Scope 1 & 2 [tCO ₂]	101	101	106	128	166
	ADVANTAGE CLUBに 関わる排出量 [tCO ₂]	4,265	4,121	4,294	4,299	5,266
	その他による排出量 [tCO ₂]	1,480	1,666	2,090	2,078	2,168
	Scope 3 [tCO ₂] (※1)	5,745	5,787	6,384	6,377	7,434
	総排出量 [tCO ₂]	5,846	5,888	6,490	6,505	7,600
	総延べ床面積 [m ²] (※2)	69,906	75,987	90,220	98,718	112,071
	m ² あたり排出量 [tCO ₂ / m ²]	0.0836	0.0775	0.0719	0.0659	0.0678

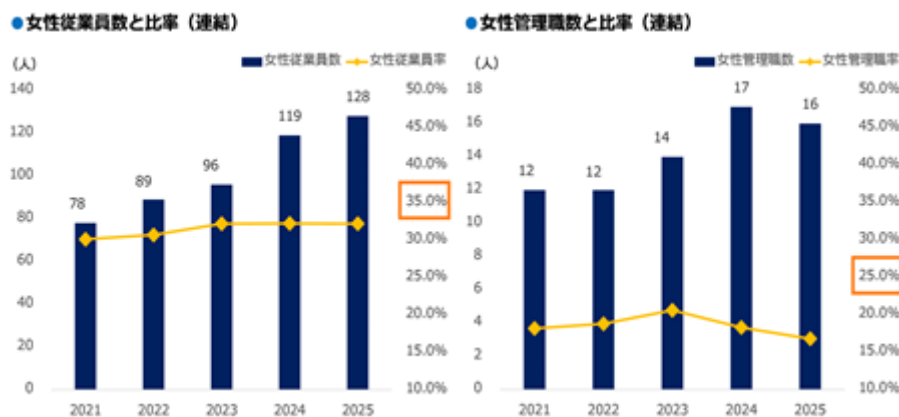
- ※ 1 Scope3における現在の集計カテゴリーは「1.購入した製品・サービス」、「6.出張」、「7.雇用者の通勤」、「13.リース資産（下流）」、「15.投資」です。
- ※ 2 期中に管理不動産の増加・減少が発生するため、月ごとの総延べ床面積をそれぞれ算出し、その平均値を年間における総延べ床面積として使用しています。
- ※ 集計期間は当社の決算期に合わせ、毎年1月1日から12月31日です。
- ※ 国内事業の総計となります。海外事業につきましては影響が軽微なため算定の対象外としています。なお、2024年までは株式会社チェスター、株式会社チェスターライフパートナー、株式会社チェスターコンサルティング、株式会社アーバンクレストを含まない実績となります。
- ※ 環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき算定しています。
- ※ 使用している排出係数は全て調整後排出係数となります。
- ※ 2024年における排出量について、集計時点（2025年3月5日）において「電気事業者別排出係数一覧（令和7年度報告用）」が未公表だったため、当該部分については2023年と同条件で算定しています。

ADVANTAGE CLUBの運用規模拡大、社員数の増加等に伴い、CO 総排出量は増加傾向にあります。しかしながら、省エネルギー設備の導入や電力契約をカーボンフリースプランへ変更することにより、m²あたりのCO 排出量（CO 排出量原単位）を削減しております。今後もCO 排出量抑制の施策を継続・拡大し、気候変動リスクへの対応を行ってまいります。

人的資本

a. 女性労働者数ならびに管理職に占める女性労働者の割合

今後の取り組みにより、2027年末までに女性従業員比率を35%へ、女性管理職比率を25%へ引き上げます。社内の意識改善施策、キャリア形成支援、労働環境改善（残業時間の抑制、突発的な休暇発生時のバックアップ体制の構築等）を通し、多様な働き方が実現できる制度の確立と社内の雰囲気を醸成してまいります。女性活躍推進についてはサステナビリティ委員会において分科会を設立・活動しております。2023年には取締役会のコミットメントも得ており、いっそう施策を展開してまいります。



b. 男性労働者の育児休業取得率

男性にとっても休暇が取得しやすく、ライフイベントに合わせ働き方を変えることができる環境を目指し、男性の育児休暇の取得を推進しております。

●育休取得数推移（連結）



c. 労働者の男女の賃金の差異

男女の給与差については、男性の平均年齢が高いこと（+2.5歳（2025年））、男性の平均勤続年数が長いこと（+0.7年（2025年））ならびに男性の管理職比率が高いこと（83.2%（2025年））等が影響しております。そのため職種・職位別に比較すると給与額について大きな差は見られません。女性従業員比率と女性管理職比率を増加させていくことで、給与差は今後縮小していく見込みです。

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	61.6%
正社員	68.8%
パート・有期社員	20.6%

d. 健康診断受診率

2022年から継続して2025年も健康診断受診率は100%となっております。

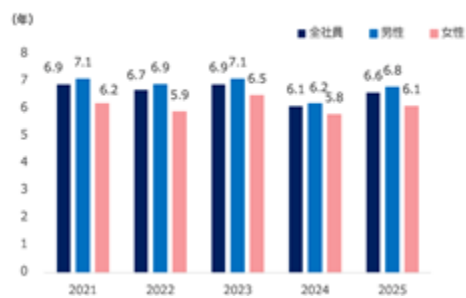
e. 平均勤続年数ならびに離職率

お客様を長期的にサポートし信頼関係を構築するためには、担当社員が安心して心身ともに健康で長期間勤務し続けられることが大切です。当社グループの平均勤続年数、離職率は下記の通りです。

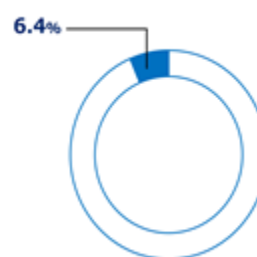
厚生労働省発表「令和6年雇用動向調査結果の概況」によると令和6年の一般労働者（パートタイム労働者を除く常用労働者）の離職率は11.5%、学術研究、専門・技術サービス業（経営コンサルタント業、法律・公認会計士・税理士事務所を含む）における離職率は10.3%となっており、当社グループの離職率はいずれの水準よりも低いものとなっております。

また、平均勤続年数にかかる男女比（女性の平均勤続年数/男性の平均勤続年数）は約90%となっており、比較的高い数値を維持しております。なお、当社単体では直近で社員数が大幅に増加しており（入社5年未満の社員が過半を占めております）、平均勤続年数を下げる要因となっております。今後も働く環境の整備を継続し、全ての従業員が安心して長期間勤務できる体制を構築します。

●平均勤続年数（連結）



●離職率（連結, 2025年）



3【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)人材の確保及び育成

当社グループの財産コンサルティング事業において、高度な専門知識と高い人間力を備えた人員の確保・育成が重要であります。優秀な人材の確保とテクノロジーを活用した育成と仕組作りに重点的に取り組んでおります。今後も優秀な人材を確保・育成していく方針であります。計画通りに人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)税制について

当社グループの財産コンサルティング事業において、顧客の資産に係る相続税や租税特別措置法などの税制等は重要な要素であり、現行の税制に基づいてコンサルティングを実施しております。また、必要に応じて、税理士・弁護士等からの意見書の取得または事前に税務当局と相談をすることなどにより重大な問題の発生を回避するように図っております。しかしながら、将来、税制が改正されることにより課税の取扱いに変更等が生じ、顧客のコンサルティングニーズが減退する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)不動産市況の動向

当社グループでは財産コンサルティング事業における「財産コンサルティング」として、不動産分野に関連する提案及び対策実行に係る報酬を得ております。また、財産コンサルティングの一環として生じる「不動産取引」を合わせると、不動産取引に関連する収益への依存度は高いものになっております。従いまして、不動産市況が悪化する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、金融庁長官・国土交通大臣より不動産特定共同事業者として認可を受けており、不動産小口化商品であるADVANTAGE CLUBを投資家向けに提供しています。当該商品を提供するため、組成用の不動産を取得し、取得後は速やかに任意組合へ譲渡することに努めております。不動産の選定にあたっては、資産価値の下落リスクが小さい都心の優良不動産に限定していますが、戦争や大規模な経済ショック等によって外部環境の大きな変化が生じ、投資家へ想定どおりに譲渡できず、当社グループで不動産を保有せざるを得ない状況となった場合、評価損を計上すること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4)個人情報等の管理について

当社は、2009年5月に国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度(JIS Q 27001:2006(ISO/IEC 27001:2005))の認証を取得し、更に2014年6月には、規格改訂されたJIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)へ移行するなど、積極的に個人情報等機密情報に関する管理体制の一層の強化を図っております。しかしながら、これらの対策にも関わらず重要な情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用等に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)法的規制について

当社グループが展開しております事業に関する主な法的規制は、次の通りです。

宅地建物取引業法(東京都知事(8)第62476号)

不動産特定共同事業法(金融庁長官・国土交通大臣第59号)

金融商品取引法(関東財務局長(金商)第1017号)第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者免許の有効期間は2023年2月15日から2028年2月14日までとなっております。不動産特定共同事業法に基づく許可については、許可の取消しとなる事由は現状においては認識しておりません。金融商品取引法に基づく登録については、登録の取消しとなる事由は現状においては認識しておりません。今後、これらの関係法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの事業に影響を受ける可能性があります。

(6)代表取締役社長への依存について

当社の代表取締役社長 蓮見正純は財産コンサルティングに関する豊富な知識と経験を有し、また、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社グループの企業活動全般において重要な役割を果たしております。現時点において、当社グループから退任することは想定されておりませんが、退任または不測の事態により経営から離脱する場合は、当社グループの経営戦略や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7)新型コロナウイルス等の大規模感染症について

当社グループが取り組む財産コンサルティング事業においては、新型コロナウイルス等の大規模感染症禍においてもコンサルティングニーズは高まっていくと考えられます。しかしながら、大規模感染症の拡大に伴い、長期にわたって行動に制限がされることによる顧客との対面での面談機会の喪失や顧客の投資意欲の減少などが生じた場合には、当社グループの事業活動に支障が生じて業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは従業員の感染を防止するために、在宅勤務や時差出勤を実施し、従業員の安全と健康に配慮して、業務への支障を抑えつつ感染拡大防止にむけた取り組みを実施しております。

(8)気候変動に関するリスク

当社グループは、気候変動に伴う自然災害や異常気象等によってもたらされる物理的な被害だけでなく、気候変動を抑止するための諸制度や脱炭素化・低炭素化社会への移行関連コストが当社グループの業績に影響を与える可能性があることを認識しております。また、コンサルティングの一環として不動産やエネルギー等を利用した事業活動を行っており、気候変動の対応は重要な課題だと認識し、当社が組成する不動産小口化商品（ADVANTAGE CLUB）のクリーンエネルギー化を推進しております。さらには、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の気候変動に関するフレームワークを活用した情報開示と透明性向上に努めるため、サステナビリティ委員会を設置しております。今後もさらなる情報開示を進めてまいります。

(9)災害等の発生に関するリスク

地震、台風、洪水、津波、噴火等の自然災害や大規模なシステム障害、テロ等の人為的な災害が発生した場合、当社グループの従業員が被災し、会社資産が毀損する可能性があります。特に台風については年に複数回発生する可能性があり、被害の規模は年々大きくなっています。当社グループでは、安否確認システムを導入するなど情報技術を活用した情報収集基盤を整備しておりますが、想定を上回る大規模な災害等が発生した場合、発生確率は極めて低いと判断しておりますが、当社グループの事業が一時的に中断し、事業運営、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)サイバーセキュリティに関するリスク

サイバー攻撃の手法は日々複雑化・巧妙化しており、企業が保有する情報が流出する事件が多発しています。サイバー攻撃への対策は、当社グループにおいても重要な課題として認識しており、今後も継続的に対策強化を行っていく予定です。しかしながら、サイバー攻撃により、当社グループが扱う個人情報や機密情報が外部に漏洩した場合は、取引先への補償費用の発生、行政処分、社会的な信用力の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)資金調達リスク

当社グループは、金融機関からの借入金や社債により、事業に必要な資金を調達しております。それに加えて、長期間のコミットメントライン契約を締結することにより、安定的な資金調達に努めております。しかしながら、金融市場の混乱や当社グループの経営成績の悪化等が発生した場合、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(12)風評リスク・評判に関するリスク

当社グループは、従業員に対する法令遵守意識の浸透、厳格な情報管理、コンプライアンス体制の構築等の取り組みを行うことにより、健全な企業経営を行っております。しかしながら、報道やインターネット上の投稿等により、当社グループのサービスや従業員に対して意図的に根拠のない噂や悪意を持った評判が流布された場合には、内容の真偽に関わらず、当社グループの社会的な信用が低下し、業績に影響を与える可能性があります。

(13)コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、金融商品取引業者として高度な法令等遵守態勢の構築が求められます。当社グループでは、コンプライアンスに関するルールブックであるコンプライアンス・マニュアルを制定し、役員および従業員に対してコンプライアンス意識の徹底を図っております。しかしながら、当社グループの従業員がコンプライアンス違反を行った場合には、当社グループの信用失墜によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)訴訟に関するリスク

当社グループは、法令の遵守に努めておりますが、事業遂行にあたり、当社グループの法令違反の有無に関わらず、顧客や取引先より損害賠償・訴訟等を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容や結果によっては、当社グループの社会的な信頼性に影響が及ぶ可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)事業戦略に関するリスク

当社では、サービス品質向上のため戦略的個別サービスを含む様々なビジネス戦略を実施しています。今後、高齢化社会の更なる進展に伴う相続・財産承継ニーズの増加が想定され、当社サービスへのニーズは高まるものと認識しています。しかしながら、事業戦略が功を奏さず、当初想定していた結果をもたらさない可能性があり、当社の収益拡大も限定的なものにとどまる可能性があります。

(16)顧客開拓に関するリスク

当社グループは、提携している金融機関・会計事務所からの紹介をメインに顧客開拓を行っています。当社の総合財産コンサルティングサービスは高度な専門性を必要とするため、当該サービスの内製化が行われる可能性は低いと認識しておりますが、万が一、内製化が行われた場合、顧客開拓のための活動や手法が有効に機能しなくなる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りです。

なお、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

財政状態及び経営成績の状況

a.財政状態

（資産）

流動資産は19,568百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,153百万円の増加となりました。これは、現金及び預金が1,017百万円、販売用不動産が2,971百万円それぞれ増加したことなどによります。一方、現金及び預金の比率が高い理由は、主にADVANTAGE CLUB用の販売不動産を機動的に取得するための取得資金として確保しております。但し、株主還元については資本コストを約8%と想定しROEを継続的に高い水準に維持し、かつ、配当性向を50%に設定することで資本コストを上回る純資産配当率にしております。なお、ADVANTAGE CLUB用の不動産仕入については、不動産の仕入決済時にADVANTAGE CLUBを組成するなど不動産在庫リスクを発生させない方針を継続しております。

固定資産は6,709百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,156百万円の減少となりました。これは、投資有価証券が738百万円減少したことなどによります。

これらにより、資産合計は26,278百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,997百万円の増加となりました。

（負債）

流動負債は6,060百万円となり、前連結会計年度末に比べて355百万円の増加となりました。これは、未払金が496百万円増加したことなどによります。

固定負債は8,505百万円となり、前連結会計年度末に比べて746百万円の増加となりました。これは、長期預り敷金保証金が734百万円増加、長期借入金が121百万円増加したことなどによります。

これらにより、負債合計は14,566百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,101百万円の増加となりました。

（純資産）

純資産合計は11,712百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,896百万円の増加となりました。これは、利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純利益により2,750百万円増加、配当金の支払いにより1,149百万円減少したことなどによります。

これらにより自己資本比率は44.4%（前連結会計年度末は42.0%）となりました。

b.経営成績

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高41,785百万円（前年同期比8.4%減）、営業利益3,858百万円（同10.0%増）、経常利益3,756百万円（同7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,750百万円（同13.2%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ915百万円増加し、13,849百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益3,756百万円、棚卸資産の増加2,967百万円等があったことから、903百万円の収入（前年同期は6,662百万円の収入）となりました。前連結会計年度については在庫として保有していた不動産を売却したことにより棚卸資産が3,249百万円減少したことなどから営業活動によるキャッシュ・フローが大幅に増加しました。当連結会計年度については、ADVANTAGE CLUB用の不動産を取得し、当連結会計年度末時点において在庫として保有しており、棚卸資産が2,967百万円増加したことなどにより営業活動によるキャッシュ・フローが大幅に減少しました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資有価証券の売却および払戻による収入2,703百万円、投資有価証券の取得による支出1,572百万円等があったことから、901百万円の収入（前年同期は2,659百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入金の返済による支出2,608百万円、配当金の支払額1,148百万円、長期借入れによる収入2,970百万円等があったことから、888百万円の支出（前年同期は5,768百万円の支出）となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績、受注実績

該当事項はありません。

b. 販売実績

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。当連結会計年度における売上高を区分別に示すと、次の通りであります。

売上高の種類	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比増減(%)
財産コンサルティング(百万円)	11,842	45.8
不動産取引(百万円)	29,943	20.1
合計(百万円)	41,785	8.4

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
港区愛宕山第一任意組合	5,813	12.7	-	-
御茶ノ水駅前任意組合	-	-	7,305	17.5
神田靖国通り 任意組合	-	-	6,150	14.7
新宿駅西口任意組合	-	-	4,788	11.5
新宿御苑任意組合	-	-	4,282	10.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

経営成績

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高41,785百万円（前年同期比8.4%減）、営業利益3,858百万円（同10.0%増）、経常利益3,756百万円（同7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,750百万円（同13.2%増）となりました。

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。売上高の区分別業績は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	2024年12月期	2025年12月期
財産コンサルティング	8,121	11,842
不動産取引	37,496	29,943
合計	45,618	41,785

a. 財産コンサルティング

当社グループは個人資産家及び企業オーナーに対して財産承継及び事業承継コンサルティングを提供しております。また独自の商品を開発してお客様の財産運用及び財産管理のコンサルティングも手掛ける総合財産コンサルティングファームです。

財産コンサルティングの売上高の内訳は次の通りであります。

(単位：百万円)

	2024年12月期	2025年12月期
財産承継	4,032	6,496
事業承継	1,879	3,026
商品組成等	2,209	2,319
合計	8,121	11,842

財産承継につきましては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。当連結会計年度においては、お客様数の増加に伴い成約件数が増加したこと、お客様の資産規模の増加に伴い、成約単価が増加したこと、新規連結子会社の売上が寄与したことなどにより売上高が大幅に増加しております。

事業承継につきましては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M & A後の財産承継支援やM & A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。当連結会計年度においては、本業の同族承継が堅調に推移したこと、大型のM & A案件が複数クロージングしたこと、事業承継ファンドが複数クロージングしたことなどにより売上高が大幅に増加しております。

商品組成等につきましては、ADVANTAGE CLUBの組成時および解散時の手数料並びに運営期間中の管理報酬、オペレーティングリース商品の手数料などの売上を計上しております。当連結会計年度においては、ADVANTAGE CLUBの組成および解散の手数料が下回ったものの、ADVANTAGE CLUBの管理報酬やオペレーティングリースが上回ったことなどにより、売上高が増加しております。

以上の結果、財産コンサルティングの売上高は11,842百万円（前年同期比45.8%増）となりました。また、財産コンサルティングの売上高、売上原価及び売上総利益は下表の通りです。

(単位：百万円)

	2024年12月期	2025年12月期
売上高	8,121	11,842
売上原価	4,400	6,304
売上総利益	3,721	5,538

b.不動産取引

当社グループは財産コンサルティングの一環として、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産を仕入れ、不動産に関連した商品の開発を行い当社顧客等への販売を行っております。

不動産取引の売上高の内訳は次の通りであります。

(単位：百万円)

	2024年12月期	2025年12月期
A D V A N T A G E C L U B	29,669	28,389
その他不動産取引	7,826	1,553
合計	37,496	29,943

多くのお客様にご支持いただいておりますA D V A N T A G E C L U Bの当連結会計年度の組成計画は当社の厳格な商品基準に合致した積上げペースで340億円を予定しておりました。

A D V A N T A G E C L U Bにつきましては、当連結会計年度においては6件組成し28,389百万円の売上を計上いたしました。

その他不動産取引につきましては、1棟ものの不動産の提供や不動産保有時の賃料収入等を計上しております。

以上の結果、不動産取引の売上高は29,943百万円（前年同期比20.1%減）となりました。また、不動産取引の売上高、売上原価及び売上総利益は下表の通りです。

(単位：百万円)

	2024年12月期	2025年12月期
売上高	37,496	29,943
売上原価	34,248	26,980
売上総利益	3,248	2,962

資本の財源及び資金の流動性について

当社グループにおける主な資金需要は当社の顧客向けにA D V A N T A G E C L U B及び収益不動産を提供する際に、一時的に保有する不動産の取得資金であります。当社グループは不動産の見込在庫を保有しない方針であり、顧客のニーズを勘案して不動産を取得します。不動産の取得時点で提供先が概ね決まっており、保有期間は比較的短期なことから、取得資金の財源は自己資金又は金融機関からの短期の借入で充当しております。当連結会計年度末の資金の残高は、13,849百万円となり、前連結会計年度末に比べて915百万円増加しました。詳細は、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

当社グループは各地域有力会計事務所と「青山財産ネットワークスグループ全国ネットワーク加入契約」、「N S S T P S ビジネスモデル協会加盟契約」または「A Z N 全国ネットワーク加盟契約」を締結し、A Z N 全国ネットワークという全国ネットワークを構築しております。

当該契約の概要は、以下の通りであります。

青山財産ネットワークスグループ全国ネットワーク加入契約

- ・全国経営者会議、全国ネットワーク会議を開催する。
- ・国内外の経済・金融・不動産・法改正・商品・サービス・マーケットなどの各分野の研究会、研修会を企画立案し、実施する。
- ・会員各社との共同セミナーを主催する。
- ・その他の会員相互の利益に資する業務・情報発信を行う。

N S S T P S ビジネスモデル協会加盟契約

- ・資産コンサルティングの相談、資産コンサルティングの支援を行う。
- ・セミナー支援、顧客等への情報ツールの提供を行う。
- ・必要に応じ各種専門家等のビジネスパートナーを紹介する。
- ・情報交換会、案件相談会を実施する。

A Z N 全国ネットワーク加盟契約

- ・財産コンサルティングの相談、財産コンサルティングの支援を行う。
- ・紹介する顧客に対して当社が組成する投資商品を提供する。
- ・事例研究会に出席、海外研修に参加することができる。
- ・定期的に情報誌を提供する。

当連結会計年度において、新たに締結した重要な契約等は、以下の通りであります。

ローン契約と社債に付される財務上の特約

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しております。その内容は次のとおりであります。なお、2024年4月1日前に締結された借入に係る契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております

契約締結日	2025年2月25日
相手方の属性	都市銀行等
期末残高（百万円）	1,275百万円
弁済期限	2030年2月28日
担保の内容	該当事項はありません
特約の内容	2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は137百万円であります。その主な内容は、支店開設に伴う内装設備の整備、本社オフィス環境の改善及びAIエージェントの開発を含むソフトウェア投資であります。なお、当社グループは、財産コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備の状況については記載しておりません。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な賃借設備は、次の通りであります。

(1)提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容 (面積㎡)	従業員数(人)	年間賃借料 (百万円)
本社 (東京都港区)	財産コンサル ティング事業	事務所設備(賃借) (2,489.09)	268	173

(注)従業員数は、就業人員であります。

(2)国内子会社

連結子会社には主要な設備がないため、記載を省略しております。

(3)在外子会社

連結子会社には主要な設備がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設の計画

該当事項はありません。

(2)重要な除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,600,000
計	57,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,123,859	25,125,059	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	25,123,859	25,125,059	-	-

(注) 1. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,200株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第8回新株予約権	事業年度末現在 (2025年12月31日)
決議年月日	2021年8月3日、2021年9月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 当社監査役 1 当社従業員 1 当社関係会社取締役 3 当社関係会社従業員 1 当社及び当社関係会社外部協力者 15
新株予約権の数(個)	99 [93]
新株予約権の目的となる株式の種類 (注) 1	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	19,800 [18,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	795
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,123 資本組入額 562
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 200 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は 795 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022 年 12 月期もしくは 2023 年 12 月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が 2,000 百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員、当社関係会社の取締役及び従業員並びに当社及び当社関係会社の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(注) 4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）１．に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）４．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件
上記（注）３．に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は 新株予約権を無償で取得することができる。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第 9 回新株予約権	事業年度末現在 (2025年12月31日)
決議年月日	2021年 8 月 3 日、2021年 9 月 7 日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 51 当社関係会社取締役 5 当社関係会社従業員 19
新株予約権の数（個）	375
新株予約権の目的となる株式の種類（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１	75,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）２	977
新株予約権の行使期間	自 2024年 4 月 1 日 至 2029年 3 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,250 資本組入額 625
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 2 月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる

調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（注）2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は977円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができるものとする。

（注）3．新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年12月期もしくは2023年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が2,000百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（注）4．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）１．に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）４．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件
上記（注）３．に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は 新株予約権を無償で取得することができる。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年1月1日～ 2021年8月31日 (注)1	35,000	12,177,400	12	1,166	12	651
2021年9月1日 (注)2	12,177,400	24,354,800	-	1,166	-	651
2021年9月1日～ 2021年12月31日 (注)3	8,000	24,362,800	1	1,167	1	652
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)4、5	158,059	24,520,859	43	1,210	43	696
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注)6、7	582,600	25,103,459	48	1,259	735	1,431
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注)8	20,400	25,123,859	12	1,271	12	1,443

- (注)1 . 2021年1月1日から2021年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が35,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12百万円増加しております。
- 2 . 株式分割(1:2)によるものであります。
- 3 . 2021年9月1日から2021年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が8,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。
- 4 . 2022年1月1日から2022年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が128,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ23百万円増加しております。
- 5 . 2022年4月28日に、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式数が29,259株、資本金および資本準備金がそれぞれ20百万円増加しております。
- 発行価格 1,375円
資本組入額 687円50銭
割当先 当社取締役(社外取締役を除く)6名
当社子会社取締役2名
- 6 . 2024年1月1日から2024年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が82,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ48百万円増加しております。
- 7 . 2024年12月25日付で当社を株式交換完全親会社とし、(株)チェスターを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行により、発行済株式数が500,000株、資本準備金が686百万円増加しております。
- 8 . 2025年1月1日から2025年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が20,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12百万円増加しております。
- 9 . 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が1,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	6	23	122	73	17	7,186	7,427	-
所有株式数 (単元)	-	12,489	5,021	30,500	55,742	120	147,033	250,905	33,359
所有株式数 の割合 (%)	-	4.98	2.00	12.15	22.22	0.05	58.60	100.00	-

(注) 1. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

2. 自己名義株式1,145,250株は「個人その他」に11,452単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

株 主 名	住 所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
蓮見 正純	東京都新宿区	2,541,505	10.61
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	BEAUFORT HOUSE EXETER EX4 4EP UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目 15-1 品川インターシティA棟)	1,779,100	7.42
USBK NA JP I&W TS (常任代理人 株 式会社三菱UFJ銀行)	60 LIVINGSTON AVE ST. PAUL, MN 55107 U.S.A. (千代田区丸の内1丁目4 番5号決済事業部)	1,183,400	4.94
株式会社日本M & A センター	東京都千代田区丸の内 1 丁目8-2 鉄鋼 ビルディング24階	1,000,000	4.17
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理 人 モルガン・スタンレーMUFG証券 株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田 区大手町1丁目9-7 大手町フィナン シャルシティサウスタワー)	638,000	2.66
株式会社日本カストディ銀行(年金 信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	571,000	2.38
株式会社キャピタル・アセット・プ ランニング	大阪府大阪市北区堂島2丁目4-27 JRE 堂島タワー6F	400,000	1.67
青山財産ネットワークス社員持株会	東京都港区赤坂8丁目4-14 青山タワー プレイス3階 株式会社青山財産ネット ワークス内	362,700	1.51
株式会社チェスター財産コンサルタ ンツ	中央区八重洲1丁目7-20-2F	300,000	1.25
株式会社チェスターマネジメント	中央区八重洲1丁目7-20-2F	300,000	1.25
計	-	9,075,705	37.85

(注)2025年12月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No. 2)において、ミリ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが2025年12月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、2025年12月17日付の大量保有報告書(変更報告書No. 2)の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ミリ・キャピタル・マネジメント・ エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 02116ボストン、ボイルトン・スト リート745、スイート301	1,297,700	5.17

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,145,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,945,300	239,453	-
単元未満株式	普通株式 33,359	-	-
発行済株式総数	25,123,859	-	-
総株主の議決権	-	239,453	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,600株(議決権16個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)青山財産ネットワークス	東京都港区赤坂 8丁目4番14号	1,145,200	-	1,145,200	4.56
計	-	1,145,200	-	1,145,200	4.56

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の 総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の 総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式 の処分)	14,440	26	-	-
保有自己株式数	1,145,250	-	1,145,250	-

3【配当政策】

累進配当を導入し継続的な増配を行っていくことを最優先とし、利益配分については、事業領域の拡大や成長に向けた投資・M & A、株主還元、負債削減を優先順位とし、財務状況やキャッシュ・フロー、収益見通しなどを総合的に勘案いたします。また、株主資本コストを約8%と想定し、株主資本コスト相当額以上を配当として還元してまいります。配当性向については50%水準を目標としております。

当連結会計年度の剰余金の配当は、上記方針に基づき、中間配当として1株当たり20円を実施しました。期末配当としては1株当たり33円を実施することを決定しました。これにより、2025年12月期における1株当たりの年間配当は53円となり、連結配当性向は46.2%となります。おかげさまで15期連続の増配を達成することができました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業領域の拡大や成長に向けた投資・M & Aのための財源として利用していく予定であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議により剰余金の配当等を定めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

（中間配当金）

- ・決議年月日 2025年8月7日 取締役会決議
- ・配当総額 479百万円
- ・1株当たりの配当額 20円

（期末配当金）

- ・決議年月日 2026年2月6日 取締役会決議
- ・配当総額 791百万円
- ・1株当たりの配当額 33円

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

企業統治の体制

イ.基本的考え方

当社は「100年後もあなたのベストパートナー」という基本的な考え方のもと、『1.私たちは、財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献していきます。2.私たちは、共に働くメンバーの物心両面の幸せを目指しています。』という経営目的を柱に、日本経済の発展に寄与してこられた資産家及び企業オーナーの方々の財産の承継・運用・管理を通じて、我が国経済社会において名誉ある地位を占めるべく、設立以来今日に至るまで、自らを「経営目的を実現するために常に進化し続ける企業体」と定義付けたくえて、日本経済の発展を将来を見据えるかたちで積極的に事業を展開しております。

その際、顧客の財産保全を図るためには、常に公正・中立の姿勢で顧客の立場に立った提案を行う必要があるとの方針に基づき、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が肝要であると考えております。

また、当社取締役会及び監査役会は、コーポレート・ガバナンスの枠組みは主に次の役割を果たすべきであると認識しております。

- ・株主の権利を保護し、また、その行使を促進すべきこと。
- ・総ての株主の平等な取扱いを確保すべきであること。
- ・会社の財務状況、経営成績、株主構成、ガバナンスを含めた会社に関する総ての重要事項について、適時かつ正確な開示がなされるべきであること。
- ・会社の戦略的方向付け、経営陣への有効な監視、説明責任が確保されるべきであること。

ロ.企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役10名（うち社外取締役4名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任しております。当社が監査役会設置会社制度を採用する理由は、社外取締役を含む取締役会による監督機能に加え、監査役会が独立の機関として取締役の職務の執行に対する監査が機能する体制とすることで、経営の改善及び刷新を必要に応じて機動的に行えると判断しているためであります。

なお、提出日(2026年3月24日)現在、当社のコーポレート・ガバナンスの枠組みは以下の通りです。

1) 取締役会

取締役会は、当社の経営に関する重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの的確な経営監視を実行しております。

構成員：代表取締役社長 蓮見正純、取締役常務執行役員 松浦健、取締役常務執行役員 小川隆臣、取締役常務執行役員 橋場真太郎、取締役常務執行役員 長曾我部利幸、取締役 長坂道広、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司、社外取締役 森まどか、社外取締役 内田士郎、常勤社外監査役 藤多洋幸、監査役 中塚久雄、社外監査役 六川浩明

2) 執行役員制度

経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程及び業務分掌規程に基づき、所管する各事業本部及び部門の業務を執行します。

構成員：取締役常務執行役員 松浦健、取締役常務執行役員 小川隆臣、取締役常務執行役員 橋場真太郎、取締役常務執行役員 長曾我部利幸、常務執行役員 八木優幸、上席執行役員 島根伸治、執行役員 伊藤文人、執行役員 山梨純一、執行役員 山中直樹、執行役員 小野高義、執行役員 永島敦、執行役員 多和田大紀、執行役員 井谷鉄太郎、執行役員 宮上正子、執行役員 中内啓貴、執行役員 福原滋、執行役員 三浦雅範、執行役員 稲本進、執行役員 松川洋平、執行役員 回正道正行、執行役員 高島康晃、執行役員 末永真啓、執行役員 秋元利成、執行役員 秋山哲郎、執行役員 荒巻善宏、執行役員 福留正明、執行役員 矢沢亮二、執行役員 都元、執行役員 石川精一

3) 経営会議

代表取締役社長、常勤取締役並びに一部の執行役員で構成する経営会議を毎週1回開催して、経営方針の確認、経営戦略の協議、業務遂行に関する討論を行い、問題意識を共有するとともに全員の意思疎通を図っております。

4) 報酬諮問委員会

取締役の報酬等の決定に関しては、株主総会にて承認された報酬総額の範囲内にて、取締役会の決議によって選定された取締役をもって構成される報酬諮問委員会において決定しております。なお、報酬諮問委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的としております。

構成員：代表取締役社長 蓮見正純、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司

5) 指名委員会

経営陣幹部及び取締役の選解任については取締役会の任意の諮問機関である指名委員会において審議し、候補者を取締役会に推薦し、取締役会において決定いたします。なお、指名委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的としております。

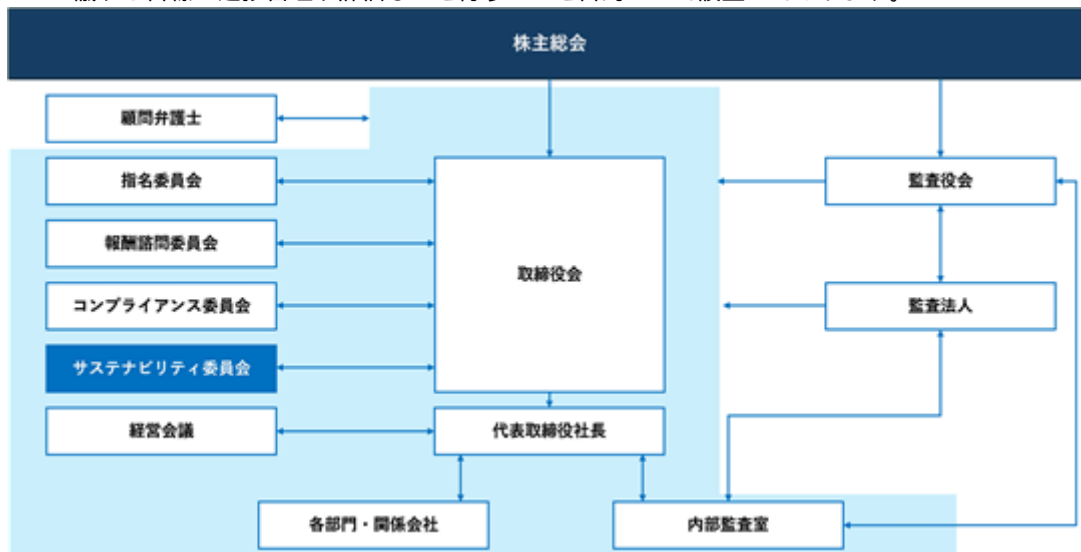
構成員：代表取締役社長 蓮見正純、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司

6) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は代表取締役社長、常勤取締役、各執行役員事業本部長及び外部法律専門家である弁護士をもって構成され、取締役会と連携して、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する審議の場として設置しております。

7) サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は代表取締役及び常勤取締役で構成し、持続可能な成長基盤の構築を目指すとともに、サステナビリティの方針や戦略、施策について監督・モニタリング機能を果たし、取締役会で決議する目標の進捗管理や評価などを行うことを目的として設置しております。



当社は、2026年3月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役10名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は10名（内社外取締役4名）となります。また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「代表取締役選任の件」が付議される予定です。これらが承認可決された場合の取締役会の構成及び執行役員については、後記「(2) 役員の状況 b.」のとおりです。

八. 内部統制システムの整備の状況

当社取締役会は、法令に従い、「内部統制の整備と構築に関する基本方針」について以下の通り決定しております。

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。情報管理については、適時開示に配慮し、文書管理規程、個人情報に関する取扱基本規程を定めて対応する。

2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではコンプライアンス規程、危機管理規程、苦情処理規程に基づき運営を行う。なお、各事業本部・事業部（室）において発生したリスクの分析を行い、そのリスクの再発防止と軽減に取り組み、必要に応じて経営執行会議へ上程することとする。

3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、週1回経営会議を開催し、経営課題を討論することにより問題意識を共有するとともに経営判断に役立てる。業務の運営については、各事業本部で進むべき将来の方向性を踏まえた各事業本部の予算を立案し、調整を行うことにより中期経営計画及び各年度予算を策定する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため取締役の任期を1年としている。

4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の通りコンプライアンス宣言を定め、これを遵守する。

1. 当社の役員及び社員は、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係を持ちません。

2. 当社の役員及び社員は、「経営理念」を事業活動における行動基準として、法令・社内規程及び社会規範を遵守します。
3. 当社の役員・社員は、「社会から尊敬される会社」の一員としてふさわしい教養・人間性を身に付けます。
4. 当社は、公明正大で透明性の高い経営を実現するため、コンプライアンスを経営の指針とします。
5. 当社は、公正で誠実な経営を实践するため社内にコンプライアンス委員会を設置しています。
6. 当社は、コンプライアンス違反に対しては厳罰をもって臨みます。
- 5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社の業務執行を管理する。関係会社は、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営執行会議において報告及び協議する。
 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社における損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び分析を行い当社へ報告する。また、発生したリスクの再発防止の軽減に取り組み、必要に応じて当社経営執行会議へ上程することとする。
 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
関係会社は、法令及び定款の定めに従い取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、関係会社の取締役会に当社取締役が出席し、自主独立性を重んじながらも適切な意思決定となるよう積極的に関与する。
 4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスの推進については、当社コンプライアンス規程に準じて運用し、その重要性について社員の啓蒙を行う。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人選に関しては監査役が代表取締役提案する。
- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- 8) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。
- 9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部通報窓口を管理本部人事部門、法務部門及び会社が委託する外部の第三者機関に設置し、コンプライアンスに違反する行為について会社への通知をしなければならない。
- 10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- 11) 会社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- 12) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営執行会議や幹部会議などの重要な会議に出席する。監査の実効性を高めるため、各監査役は会計監査人及び内部監査室からの報告を受け、連携を図るものとする。

13)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とする。

これらの実効性を確保するため、社員手帳に「反社会的勢力の排除」を記載するとともに、外部との契約書締結に当たっては排除条項を記載するか、別途覚書を締結する。

反社会的勢力に関する部署を管理本部とし、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、情報の収集及び関係部署との情報の共有化を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、各取締役並びに各監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は子会社及び社外を含む取締役、監査役であり、取締役蓮見正純氏、取締役松浦健氏、取締役小川隆臣氏、取締役橋場真太郎氏、取締役長曾我部利幸氏、取締役長坂道広氏、取締役島田晴雄氏、取締役渡邊啓司氏、取締役森まどか氏、取締役内田士郎氏、監査役藤多洋幸氏、監査役中塚久雄氏及び監査役六川浩明氏につきましては当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。保険料は、全額当社が負担しております。

取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

イ.剰余金の配当等の決定機関

当社は、今後の柔軟な配当の支払実施に備えることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

ロ.中間配当

当社は、機動的な配当を遂行できるよう、毎年6月30日を基準日として取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役の定数は12名以内とする旨を定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨を定款に定めています。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
蓮見 正純	14回	14回
八木 優幸	4回	4回
松浦 健	14回	14回
小川 隆臣	14回	14回
橋場 真太郎	10回	10回
長曽我部 利幸	10回	10回
島根 伸治	4回	4回
長坂 道広	14回	14回
島田 晴雄	14回	14回
渡邊 啓司	14回	14回
森 まどか	14回	14回
内田 士郎	10回	10回
藤多 洋幸	14回	14回
中塚 久雄	14回	14回
六川 浩明	14回	14回

(注) 1. 八木優幸氏、島根伸治氏は、2025年3月27日の定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 橋場真太郎氏、長曽我部利幸氏、内田士郎氏は、2025年3月27日定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、定時株主総会の招集決定、決算書類関係、剰余金の配当・中間配当金の決定など法令及び定款上、取締役会決議を要する議案の他、中期経営計画の内容や進捗に関する審議、年次経営計画の決定、執行役員の選任、規程の制定・改廃など当社の取締役会規則に定められた内容を審議しております。

報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度における活動状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
蓮見 正純	1回	1回
島田 晴雄	1回	1回
渡邊 啓司	1回	1回

報酬諮問委員会における具体的な検討内容としては、取締役会からの委任を受け、取締役の基本報酬等の額並びに業績連動報酬の額及び株式報酬の数に関し、審議し決定しております。

指名委員会の活動状況

当事業年度における活動状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
蓮見 正純	1回	1回
島田 晴雄	1回	1回
渡邊 啓司	1回	1回

指名委員会における具体的な検討内容としては、経営陣幹部及び取締役の選解任について審議し、候補者を取締役会に推薦しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年 3 月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性12名 女性1名 （役員のうち女性の比率7.69%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 社長	蓮見 正純	1956年12月 7 日生	1983年 8 月 青山監査法人 入所 1991年11月 山田＆パートナーズ会計事務所 (現:税理士法人山田＆パートナーズ)、 三優監査法人 入所 1996年12月 ㈱プロジェクト(2005年 7 月に㈱プロ ジェストホールディングスに商号変更) 代表取締役 2001年 7 月 ㈱ディー・エフ・アール総合研究所 取締役 2005年 7 月 ㈱プロジェクト(現: ㈱青山財産インベ ストメンツ) 代表取締役 2008年 9 月 当社取締役 2008年10月 当社代表取締役社長 2009年 3 月 ㈱船井エステート(現: ㈱青山総合エス テート) 取締役 2010年10月 KRFコーポレーション(現: ㈱青山総合 エステート) 取締役 2011年 1 月 当社代表取締役社長執行役員 2011年 1 月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Managing Director (現任) 2012年 6 月 ㈱うかい 社外取締役 2013年10月 ㈱日本資産総研 取締役 2013年10月 Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. President (注) 5 2014年 3 月 当社代表取締役社長 (現任) 2016年 8 月 ㈱事業承継ナビゲーター(現: ㈱ネクス トナビ) 代表取締役社長 2017年 2 月 ㈱青山インベストメント・パートナ るズ1号 代表取締役 2017年 6 月 ㈱日本資産総研(旧: ㈱日本資産総研コ ンサルタント) 取締役 2017年 6 月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Director (現任) 2018年 3 月 ㈱日本資産総研 代表取締役会長 (現任) 2019年12月 ㈱青山財産ネットワークス九州 代表取 締役会長 2020年10月 ㈱青山フィナンシャルサービス 代表取 締役 2021年 1 月 ㈱青山ファミリーオフィスサービス 代 表取締役 (現任) 2022年 6 月 ㈱ネクストナビ 取締役 (現任) 2024年 5 月 ㈱青山フィナンシャルサービス 代表取 締役 (現任) 2025年 6 月 一般社団法人不動産特定共同事業者協 議会 理事副会長 (現任)	(注) 5	2,541,594
取締役 常務執行役員 不動産事業本部長	松浦 健	1965年 5 月 6 日生	1991年 4 月 大和ハウス工業(株) 入社 1995年 5 月 日商岩井不動産(株)(現: 双日(株)) 入社 2000年10月 当社入社 2005年 1 月 当社執行役員 不動産事業部長 2006年 1 月 ㈱船井エステート(現: ㈱青山総合エス テート) 代表取締役社長 2007年 3 月 当社取締役執行役員 第六事業部長 2010年10月 KRFコーポレーション(現: ㈱青山総合 エステート) 代表取締役 (現任) 2016年 3 月 ㈱日本資産総研 取締役 2016年 3 月 当社取締役常務執行役員 不動産事業本 部長 2017年 6 月 新生青山パートナーズ(株) 取締役 (現 任) 2017年 6 月 ㈱日本資産総研(旧: ㈱日本資産総研コ ンサルタント) 取締役 (現任) 2017年 6 月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Director (現任) 2017年 7 月 Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. Director 2017年 7 月 ㈱プロジェクト(現: ㈱青山財産インベ ストメンツ)取締役 (現任) 2022年 1 月 当社取締役常務執行役員 不動産事業本 部長 (現任) 2023年 3 月 ㈱青山フィナンシャルサービス 取締役 (現任) 2024年 5 月 ㈱青山財産ネットワークス九州 取締役 (現任) 2024年12月 ㈱チェスター 取締役 (現任) 2024年12月 ㈱アーバンクレスト 取締役 (現任)	(注) 5	107,547

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 常務執行役員 NSS事業本部長	小川 隆臣	1972年 6月12日生	1991年 4月 (株)千葉ニチレイサービス 入社 1992年 9月 鷹野保雄税理士事務所(現:税理士法人税務総合事務所)入所 1995年10月 (株)不動産会計総合センター(現:(株)日本資産総研)入社 2003年 8月 (株)船井財産コンサルタンツ京葉(現:(株)日本資産総研)取締役 2009年 1月 (株)日本資産総研コンサルタント(現:(株)日本資産総研)取締役 2009年12月 (株)船井財産コンサルタンツ京葉(現:(株)日本資産総研)代表取締役社長 2013年10月 当社執行役員 NSS事業本部長 2016年 3月 当社取締役執行役員 NSS事業本部長 2017年 6月 (株)日本資産総研(旧:(株)日本資産総研コンサルタント)代表取締役社長(現任) 2020年 4月 日東不動産(株)代表取締役(現任) 2022年 1月 当社取締役常務執行役員 コンサルティング事業担当 兼 NSS事業本部長(現任) 2022年 3月 (株)青山フィナンシャルサービス 取締役(現任)	(注) 5	165,988
取締役 常務執行役員 大阪支店長	橋場 真太郎	1964年 3月22日生	1987年 4月 (株)協和銀行(現:(株)りそな銀行)入行 2013年 8月 ジェイコム(株)(現:ライク(株))取締役 営業副本部長 兼 事業開発部長 2014年 8月 ジェイコムホールディングス(株)(現:ライク(株))取締役 2014年 8月 (株)サンライズ・ヴィラ(現:ライクケア(株))代表取締役社長 2015年11月 当社入社 2017年 1月 当社執行役員 経営企画部長 2017年 8月 (株)青山総合エステート 取締役 2017年 8月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Commissioner 2017年 8月 (株)青山インベストメント・パートナーズ1号 監査役 2017年10月 (株)日本資産総研(旧:日本資産総研コンサルタント)取締役 2020年 3月 当社取締役執行役員 経営管理本部長 2020年 4月 日東不動産(株)取締役 2021年 1月 (株)青山ファミリーオフィスサービス 取締役 2022年 1月 当社取締役常務執行役員 企画開発本部長 2022年 3月 (株)青山財産ネットワークス九州 取締役 2022年 3月 (株)青山フィナンシャルサービス 代表取締役 2023年 5月 当社取締役常務執行役員 コーポレートファイナンス本部長 2025年 1月 当社常務執行役員大阪支店開設準備室長 2025年 2月 当社常務執行役員大阪支店長 2025年 3月 当社取締役常務執行役員大阪支店長(現任)	(注) 5	40,090
取締役 常務執行役員 コンサルティング 事業本部長	長曽我部 利幸	1972年12月13日生	1995年 4月 (株)サブヒロモリ入社 2002年 5月 ブルデンシャル生命保険(株)入社 2007年 1月 当社入社 2021年 1月 当社執行役員コンサルティング第三事業本部長 2024年12月 (株)チェスターコンサルティング 代表取締役(現任) 2025年 1月 当社常務執行役員コンサルティング事業本部長 2025年 3月 当社取締役常務執行役員コンサルティング事業本部長(現任)	(注) 5	14,881
取締役	長坂 道広	1962年 4月21日生	1985年 4月 若林法律事務所 入所 1992年 3月 (株)日本M&Aセンター 入社 2010年12月 同社事業推進部長 2014年 3月 当社社外取締役 2015年 4月 (株)日本M&Aセンター 総合企画本部営業支援部 営業支援部長 2016年 8月 (株)事業承継ナビゲーター(現:(株)ネクストナビ)代表取締役副社長 2021年 7月 (株)事業承継ナビゲーター(現:(株)ネクストナビ)取締役(現任) 2022年 3月 当社取締役(現任)	(注) 5	14,099

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (社外取締役)	島田 晴雄	1943年 2月21日生	1975年 4月 慶應義塾大学経済学部 助教授 1978年 5月 経済企画庁経済研究所 客員主任研究官 1982年 4月 慶應義塾大学経済学部 教授 1986年 3月 マサチューセッツ工科大学訪問 教授 1995年 5月 岡谷鋼機(株) 社外監査役 2000年 6月 東京大学先端科学技術研究センター 客員教授 2001年 6月 (株)電通 社外監査役 2002年 4月 (株)ミレアホールディングス(現:東京海上ホールディングス(株)) 社外取締役 2002年 6月 旭硝子(株) 社外取締役 2004年 4月 (株)富士通総研経済研究所 理事長 2007年 3月 当社社外取締役(現任) 2007年 4月 千葉商科大学 学長 2008年 8月 (株)三技協 社外取締役 2008年10月 テンプホールディングス(株)(現:パーソルホールディングス(株)) 社外監査役 2012年 6月 アルフレッサホールディングス(株) 社外取締役 2015年 5月 岡谷鋼機(株) 社外取締役(現任) 2015年 9月 (株)レジェンド・パートナーズ 社外取締役 2016年 1月 (株)島田総合研究所 代表取締役(現任) 2017年 1月 公益財団法人日本国際フォーラム 理事長 2017年 4月 東京都公立大学法人 理事長 2021年 2月 (株)デックアイエス 社外取締役	(注) 5	13,104
取締役 (社外取締役)	渡邊 啓司	1943年 1月21日生	1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所(現:PwC Japan有限責任監査法人)入所 1987年 7月 青山監査法人(現:PwC Japan有限責任監査法人) 代表社員 Price Waterhouse Coopers Partner 1995年 8月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 1996年 4月 同所 代表社員 2000年 6月 いちよし証券(株) 社外取締役 2003年 7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Markets Leader 2008年 6月 (株)朝日工業社 社外取締役 2010年 6月 SBIホールディングス(株) 社外取締役 2011年 3月 当社社外取締役(現任) 2017年 6月 SBIインシュアランスグループ(株) 社外取締役(現任) 2017年 6月 北越紀州製紙(株)(現:北越コーポレーション(株)) 社外監査役 2018年 6月 (株)つかい 社外取締役	(注) 5	8,280
取締役 (社外取締役)	森 まどか	1971年12月 9日生	1994年 4月 社団法人民間放送テレビジョン中継回線運営センター(現:一般社団法人日本民間放送連盟) 入社 1996年 4月 フリーアナウンサーとして独立 2000年 7月 株式会社医療福祉総合研究所(現:株式会社アイエイチダブリュメディアサービス) 入社 2003年 7月 同社 事業統括部長 兼 スカイパーフェクトTV!医療福祉チャンネル774 アナウンサー室長 2007年 7月 医療ジャーナリストとして独立 2013年 4月 NPO法人 開業支援塾21 理事(現任) 2022年 1月 特定非営利活動法人 地域チーム医療推進協議会(TeamNET) 理事(現任) 2022年 3月 医療法人社団 翔鷲会 監事(現任) 2023年 4月 株式会社ヘッジホッグ・メドテック 倫理審査委員会 委員(現任) 2024年 3月 当社社外取締役(現任)	(注) 5	755

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (社外取締役)	内田 士郎	1955年4月2日生	1980年10月 ビートマーウィックミッチェル会計士事務所 東京事務所 入所 1993年1月 プライスウォーターハウスシカゴ事務所 米国日本企業統括責任者 1999年10月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルティング株式会社 取締役常務執行役員 2002年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社 取締役 2005年10月 ベリングポイント株式会社 代表取締役社長 2009年5月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社 代表取締役社長 2010年1月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 代表取締役社長 2012年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 代表取締役会長 2015年1月 SAPジャパン株式会社 代表取締役会長 2022年4月 株式会社 SNK 社外取締役(現任) 2023年4月 株式会社コミュニティーメッシュ 代表取締役(現任) 2024年5月 スギホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2025年3月 当社社外取締役(現任)	(注) 5	0
常勤監査役 (社外監査役)	藤多 洋幸	1966年3月1日生	1989年4月 ㈱三井銀行(現:㈱三井住友銀行) 入行 1995年8月 山崎税理士事務所 入所 2000年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 2004年4月 公認会計士登録 2018年3月 当社社外監査役就任(現任) 2018年3月 ㈱日本資産総研監査役(現任) 2018年3月 ㈱青山総合エステート 監査役(現任) 2018年3月 ㈱事業承継ナビゲーター(現:㈱ネクストナビ) 監査役(現任) 2018年3月 ㈱青山財産インベストメンツ(旧:㈱プロジェクト) 監査役(現任) 2019年12月 ㈱青山財産ネットワークス九州 監査役(現任) 2020年4月 日東不動産㈱ 監査役(現任) 2020年10月 ㈱青山フィナンシャルサービス 監査役(現任) 2021年1月 ㈱青山ファミリーオフィスサービス 監査役(現任) 2022年6月 ㈱日本デジタルインベストメント 監査役(現任) 2024年5月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Commissioner(現任) 2024年12月 ㈱チェスター 監査役(現任) 2024年12月 ㈱アーバンクレスト 監査役(現任) 2024年12月 ㈱チェスターライフパートナー 監査役(現任) 2024年12月 ㈱チェスターコンサルティング 監査役(現任)	(注) 6	5,459
監査役	中塚 久雄	1951年12月25日生	1970年4月 ㈱東海銀行(現:㈱三菱UFJ銀行) 入行 2001年11月 当社入社 2002年3月 当社取締役 コンサルティング事業部長 2002年8月 当社取締役 管理部長 2005年3月 ㈱船井エステート(現:㈱青山総合エステート) 監査役 2006年4月 当社常務取締役 2008年9月 ㈱プロジェクト(現:㈱青山財産インベストメンツ) 監査役 2010年10月 ㈱青山総合エステート 取締役 2010年10月 KRFコーポレーション㈱(現:㈱青山総合エステート) 取締役 2011年1月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Director 2013年10月 ㈱日本資産総研 監査役 2014年3月 ㈱日本資産総研 取締役 2015年3月 当社相談役 2016年3月 当社監査役(現任)	(注) 6	40,113

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役 (社外監査役)	六川 浩明	1963年 6月10日生	1997年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1997年 4月 堀総合法律事務所 入所 2002年 6月 Barack Ferrazzano法律事務所(シカゴ) 入所 2005年 4月 千葉大学法科大学院 講師 2007年 3月 東京青山・青木・狛 Baker&Mckenzie法 律事務所 入所 2007年 4月 東京都立産業技術大学院大学 講師（現 任） 2008年 6月 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁 護士 2008年10月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構 職業能力開発総合大学校 講 師 2009年 3月 当社社外監査役（現任） 2009年 4月 成城大学法学部 講師 2012年 4月 東海大学大学院実務法学研究科 教授 2013年 4月 早稲田大学文化構想学部 講師 2016年12月 ㈱ツナググループ・ホールディングス 社外取締役（現任） 2022年 4月 内幸町国際総合法律事務所 代表弁護士 （現任） 2022年 6月 明治機械㈱ 社外取締役（現任） 2025年 6月 ㈱宮入バルブ製作所 社外監査役（現 任）	(注) 6	8,084
計					2,959,994

(注) 1. 当社では、経営戦略意思決定機能と業務執行機能の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は29名で、取締役常務執行役員不動産事業本部長 松浦健、取締役常務執行役員NSS事業本部長 小川隆臣、取締役常務執行役員大阪支店長 橋場真太郎、取締役常務執行役員コンサルティング事業本部長 長曽我部利幸、常務執行役員サステナビリティ本部長 八木優幸、上席執行役員事業承継アドバイザー・ファンド事業部長 島根伸治、執行役員NSS事業本部 伊藤文人、執行役員NSS事業本部 山梨純一、執行役員NSS事業本部 山中直樹、執行役員コンサルティング事業本部有効活用事業部部長 小野高義、執行役員不動産事業本部投資運用事業部部長 永島敦、執行役員経営企画本部長 多和田大紀、執行役員不動産事業本部収益不動産コンサルティング事業部部長 井谷鉄太郎、執行役員不動産事業本部地域創生プロジェクト事業部部長 宮上正子、執行役員事業開発統括部統括部長 中内啓貴、執行役員管理本部長 福原滋、執行役員経営企画本部DX推進室室長 三浦雅範、執行役員コンサルティング事業本部上席部長 稲本進、執行役員コンサルティング事業本部第一事業部部長 松川洋平、執行役員コンサルティング事業本部第三事業部部長 回り道正行、執行役員不動産事業本部投資営業事業部部長 高島康晃、執行役員不動産事業本部営業推進事業部部長 末永真啓、執行役員NSS事業本部 秋元利成、執行役員NSS事業本部 秋山哲郎、執行役員チェスター事業本部長 荒巻善宏、執行役員チェスター事業本部長 福留正明、執行役員コンサルティング事業本部拠点統括部統括部長 矢沢亮二、執行役員事業開発統括部部長 都元及び執行役員コーポレートファイナンス統括部統括部長 石川精一で構成されています。

2. 取締役 島田晴雄、取締役 渡邊啓司、取締役 森まどか及び取締役 内田士郎は、社外取締役であります。

3. 常勤監査役 藤多洋幸及び監査役 六川浩明は、社外監査役であります。

4. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質株式数を記載しております。なお、本有価証券報告書提出日現在（2026年3月24日）における役員持株会の取得株式数を確認することができないため、2026年2月末日現在の実質株式数を記載しております。

5. 各取締役（10名）の任期は、2025年3月27日開催の定時株主総会から1年間となっております。

6. 監査役（3名）の任期は、以下の通りであります。

藤多洋幸 2022年3月26日開催の定時株主総会から4年間

中塚久雄 2024年3月28日開催の定時株主総会から4年間

六川浩明 2025年3月27日開催の定時株主総会から4年間

7. 当社は、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司、社外取締役 森まどか、社外取締役 内田士郎、社外監査役 藤多洋幸及び社外監査役 六川浩明を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

b. 2026年3月26日開催予定の第35回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性12名 女性1名（役員のうち女性の比率7.69%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	蓮見 正純	1956年12月7日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	2,541,594
取締役 常務執行役員 不動産事業本部長	松浦 健	1965年5月6日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	107,547
取締役 常務執行役員 NSS事業本部長	小川 隆臣	1972年6月12日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	165,988
取締役 常務執行役員 大阪支店長	橋場 真太郎	1964年3月22日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	40,090
取締役 常務執行役員 コンサルティング 事業本部長	長曽我部 利幸	1972年12月13日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	14,881
取締役	長坂 道広	1962年4月21日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	14,099
取締役 (社外取締役)	島田 晴雄	1943年2月21日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	13,104
取締役 (社外取締役)	渡邊 啓司	1943年1月21日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	8,280
取締役 (社外取締役)	森 まどか	1971年12月9日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	755
取締役 (社外取締役)	内田 士郎	1955年4月2日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 5	0
常勤監査役 (社外監査役)	藤多 洋幸	1966年3月1日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 6	5,459
監査役	中塚 久雄	1951年12月25日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 6	40,113
監査役 (社外監査役)	六川 浩明	1963年6月10日生	上記(2)役員の状況 役員一覧 aに記載のとおり	(注) 6	8,084
計					2,959,994

- (注) 1. 当社では、経営戦略意思決定機能と業務執行機能の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は29名で、取締役常務執行役員不動産事業本部長 松浦健、取締役常務執行役員NSS事業本部長 小川隆臣、取締役常務執行役員大阪支店長 橋場真太郎、取締役常務執行役員コンサルティング事業本部長 長曽我部利幸、常務執行役員サステナビリティ本部長 八木優幸、上席執行役員事業承継アドバイザー・ファンド事業部長 島根伸治、執行役員NSS事業本部 伊藤文人、執行役員NSS事業本部 山梨純一、執行役員NSS事業本部 山中直樹、執行役員コンサルティング事業本部有効活用事業部部長 小野高義、執行役員不動産事業本部投資運用事業部部長 永島敦、執行役員経営企画本部長 多和田大紀、執行役員不動産事業本部収益不動産コンサルティング事業部部長 井谷鉄太郎、執行役員不動産事業本部地域創生プロジェクト事業部部長 宮上正子、執行役員事業開発統括部統括部長 中内啓貴、執行役員管理本部長 福原滋、執行役員経営企画本部DX推進室室長 三浦雅範、執行役員コンサルティング事業本部上席部長 稲本進、執行役員コンサルティング事業本部第一事業部部長 松川洋平、執行役員コンサルティング事業本部第三事業部部長 回り道正行、執行役員不動産事業本部投資営業事業部部長 高島康晃、執行役員不動産事業本部営業推進事業部部長 末永真啓、執行役員NSS事業本部 秋元利成、執行役員NSS事業本部 秋山哲郎、執行役員チェスター事業本部長 荒巻善宏、執行役員チェスター事業本部長 福留正明、執行役員コンサルティング事業本部拠点統括部統括部長 矢沢亮二、執行役員事業開発統括部部長 都元及び執行役員コーポレートファイナンス統括部統括部長 石川精一で構成されています。
2. 取締役 島田晴雄、取締役 渡邊啓司、取締役 森まどか及び取締役 内田士郎は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役 藤多洋幸及び監査役 六川浩明は、社外監査役であります。
4. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質株式数を記載しております。なお、2026年3月26日開催予定の定時株主総会終結時における役員持株会の取得株式数を確認することができないため、2026年2月末日現在の実質株式数を記載しております。

5. 各取締役（10名）の任期は、2026年3月26日開催予定の定時株主総会終結の時から1年間となっております。
6. 監査役（3名）の任期は、以下の通りであります。
- 藤多洋幸 2026年3月26日開催予定の定時株主総会終結の時から4年間
- 中塚久雄 2024年3月28日開催の定時株主総会から4年間
- 六川浩明 2025年3月27日開催の定時株主総会から4年間
7. 当社は、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司、社外取締役 森まどか、社外取締役 内田士郎、社外監査役 藤多洋幸及び社外監査役 六川浩明を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外取締役島田晴雄氏は13,104株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外取締役渡邊啓司氏は8,280株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外取締役森まどか氏は755株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外取締役内田士郎氏は当社株式を保有しておりません。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外監査役藤多洋幸氏は5,459株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。同氏と当社との関係は、監査役を務める㈱ネクストナビは当社とセミナー及び広告宣伝活動の企画・運営に関する業務委託契約を締結しております。

社外監査役六川浩明氏は8,084株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、それぞれが客観的な視点から取締役会等において、疑問点を明らかにするために適宜質問し意見を述べることで、経営の監視、監督を行っており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しています。

社外監査役は、取締役会及び監査役会等の重要会議への出席、主要な事業所の往査を通して、情報収集に努め、会社の不祥事の未然防止、過度のリスクを伴う行動を牽制しております。また、監査役会において内部監査結果について報告を受け実効的に活用するとともに、会計監査人とは意見交換の場を通して連携を深め、効果的な監査を行っております。

内部監査部門は、上記の監査役に対する報告を行うほか、会計監査人と定期的に情報共有・意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役 1 名を含む 3 名の監査役（うち、2 名は社外監査役）により実施しています。各監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認する他、取締役及び従業員等から当社並びにグループ会社に関する会社経営及び事業運営上の重要な事項の報告を受け、また必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧するとともに主要な事業所について業務や財産の状況を調査するなどして監査業務を遂行しています。

なお、常勤社外監査役藤多洋幸氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しております。同じく社外監査役である六川浩明氏は、弁護士としての専門的な経験と見識を有しており、監査役中塚久雄氏は、長年に渡り当社の財務・経理業務を統括した経験から、財務・経理及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

なお、当社は2026年3月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）にて、「監査役 1 名選任の件」を上程しており、当該決議が承認されますと、監査役会は引き続き 3 名の監査役（内 2 名は社外監査役）で構成されることになります。

当期においては、監査役会を月 1 回開催しており、監査に関する重要事項の報告及び協議または決議を行っています。個々の監査役の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
藤多 洋幸	13回	13回
中塚 久雄	13回	13回
六川 浩明	13回	13回

監査役会の具体的な検討事項としては、監査方針と監査計画に基づく評価、取締役の職務執行状況の妥当性、会計監査人の監査計画、会計監査人の評価及び再任・不再任、また、全社的な業務監査及び会計監査全般についての報告に基づく監査上の重要事項についての討議及び意見交換、当社グループが抱える課題についての意見交換を行っております。

常勤監査役は取締役会以外のその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して直接意見を述べています。また、三様監査の重要性に鑑み、会計監査人との協議及び内部監査部門との定期的な会議等を通じてそれぞれ緊密な連携を図り、より広範な情報共有と意見交換を行い、監査品質、監査効率の向上に努めています。会計監査人とは期中を通じて円滑なコミュニケーションを図っています。監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）の記載内容についても慎重に協議し、見解を反映しています。

(具体的な監査活動)

活動の種類	具体的な内容	目的、検討事項他
重要会議への出席	幹部会議（毎週）	全社共有情報の把握、営業上発生した問題や対処状況の共有等
	経営会議（隔週）	全社的事項の意思決定、各事業部で発生した個別事象の共有等
	P D C A 会議（毎月）	各事業部の課題対応やKPIの進捗の確認、経営層による指示事項の把握等
代表取締役・取締役・執行役員・事業部長等との意見交換	経営課題等への取り組み状況の確認、業務執行の状況確認等	全社及び事業部ごとの組織、営業、人事等に関する課題や対処方法についての状況把握、改善案についての協議等、業務執行メンバーとの円滑なコミュニケーションの実施
関係会社往査	主要な関係会社への往査、代表取締役や責任者へのヒアリング	年度計画の進捗状況、課題等の把握、問題事項の検討等
内部監査室との連携	内部監査計画の検討、実施手続き、実施時期、報告内容の確認等 J-SOXの実施計画の検討、進捗報告	効率かつ有効な業務監査の実施 拡大する監査範囲への対応（協働）
会計監査人との協議	監査計画の説明 四半期ごとの監査報告、課題の共有 年度監査の報告、監査所見の報告 KAMについての協議	効率的、有効な監査の実施の確認 会計監査に関する情報共有、問題点の適時把握等 監査法人の品質管理体制の確認 円滑なコミュニケーションの実施

活動の種類	具体的な内容	目的、検討事項他
重要書類の閲覧	主要な稟議書の決裁状況の確認、重要な契約書の査閲等	主要な稟議書の決裁状況、コンプライアンスの状況確認
接待交際費の査閲	月次推移、事業部別の推移等の確認	接待交際費の合理性の検討等
内部統制システムの検討	内部統制に関する基本方針について主要項目の整備状況の検証	役員や従業員の法令遵守を確保するための体制や情報保存、損失やリスクへの対応状況、効率的な組織運営等についての整備状況の確認
期末監査	事業報告等、計算書類等、連結計算書類についての内容検討	決算数値や開示の適切性の確認、経理・財務部門の体制の確認等

内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室(専任担当者3名)で実施しており、内部監査規程に従い、年度の内部監査計画を、監査役会とも連携のうえ策定し、監査対象部門(連結対象子会社も含む)に対する監査を実施しております。監査結果は「2系統の報告経路」の確立として、代表取締役社長に報告することに加えて、取締役会および監査役会に対しても直接報告を行っており、デュアルレポーティングラインを確保しております。なお、監査を通じ業務運営上の課題等が発見された場合は、監査対象部門に対して改善提言を行うとともに改善状況について適時点検(フォローアップ)しております。

また、内部監査部門と監査役会との連携確保として、各監査の実施前に常勤監査役と協議し、監査ポイントの明確化をしています。また、監査終了後は速やかに監査報告書を作成し、代表取締役社長及び監査役会に報告しており、取締役会には四半期毎に監査結果報告しております。その他、監査品質の向上の取組みとして、常勤監査役及び会計監査人とは四半期ごとに、リスク認識や監査結果の共有、意見交換・情報交換等を行っており、実効性かつ有効性の高い監査を実施しております。

監査カテゴリー	監査項目
準拠性監査	現物監査、売上計上監査、法定備付帳票監査など、社内規則の遵守状況を月次で監査実施。
財務報告に係る内部統制監査	「全社的内部統制」、「主要な業務プロセス」、「IT統制評価」および「決算・財務報告プロセス」について、整備状況評価と運用状況評価を実施。
業務監査(事業部監査)	当社各事業部及び連結子会社を対象に、各組織の業務活動が社内規則などに基づき適正に合理的に実施されていることや統制状況について年次で監査実施。
リスクベース監査	テーマ監査として、情報セキュリティなどの特定監査項目を設定のうえ、原則半期毎に監査実施。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人 A & A パートナース

b. 継続監査期間

12年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 永利 浩史氏

指定社員 業務執行社員 松本 浩幸氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他8名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人として監査法人A & Aパートナーズを選定した理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を整えているものと判断したためであります。

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は会計監査人の監査方法、監査結果、独立性、職務の適正を確保する体制等を評価した結果、監査法人A & Aパートナーズが当社の会計監査人として適格であると判断して再任しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28.6	-	33	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28.6	-	33	-

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、会計監査人より監査対象事業年度の監査予定時間を基礎として計算した見積報酬額の提示及び説明を受けた後、その妥当性を検証したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、その監査報酬額が公正妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

また、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として取締役会の決議によって選定された取締役（３名以上、そのうち２名以上は社外取締役）をもって構成される報酬諮問委員会において決定しており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次の通りです。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。

２．取締役の報酬に係る方針

(1) 基本報酬

月例の固定報酬として、役位、職責、在任期間に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して決定する。

(2) 業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度の営業利益の目標値と実績値を比較し、達成度合いに応じて算出された額の金銭報酬及び当該額に応じた数の譲渡制限付株式報酬を毎年、一定の時期に支給する。

(3) 非金銭報酬

中長期の企業価値向上を目的として、上記（２）の業績連動報酬の一部を譲渡制限付株式報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。譲渡制限付株式報酬の目的となる株式は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由の定め等に服する普通株式とし、交付される譲渡制限付株式報酬の数は、原則として、上記（２）記載の業績の達成度合いに応じて算出された額を、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における当社普通株式の終値を基礎とした株価で除した株数とする。

また、取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うと共に、取締役の貢献意欲や士気を高めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象に社宅制度を導入し、社宅管理規程に基づき、一般標準的な社宅の提供を所定の時期に行う。当社が社宅として借り上げる賃借料（管理費及び共益費を含む。）と、当社が社宅料として当該取締役より徴収する金額との差額は、上記目的に照らして合理的な範囲に設定する。

３．個人別報酬の種類ごとの割合

個人別の報酬の種類ごとの支給割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態の企業の報酬水準を踏まえ、最も適切な支給割合になるよう決定する。

４．個人別報酬の決定

個人別の報酬の額及び数については、取締役会決議に基づき報酬諮問委員会がその具体的内容について委任を受けて決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額並びに株式報酬の数の決定とする。

報酬諮問委員会は、３名以上で、原則として、そのうち２名以上を社外取締役に構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的とする。

当社の取締役の報酬限度額は、2007年３月24日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与等は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。2022年３月30日開催の第31回定時株主総会において上記の取締役の報酬額の年額500百万円の範囲内にて取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬枠を設定すると決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は２名）であります。また、2019年３月28日開催の第28回定時株主総会において、社宅提供による非金銭報酬は年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は４名）であります。

監査役の報酬限度額は、2002年3月20日開催の第11回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

取締役会は、報酬諮問委員会に対し各取締役の基本報酬等の額並びに各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の額及び株式報酬の数の決定を委任しております。委任した理由は、報酬諮問委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高められると判断したためであります。なお、当事業年度の報酬諮問委員会の構成員は代表取締役社長 蓮見正純、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司の3名です。

業績連動報酬に係る指標は、当社の収益性を図る上で最も主要な指標である営業利益としております。当連結会計年度の指標の目標は営業利益3,850百万円で、実績は3,858百万円となっております。

また、当社の取締役の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬及び社宅提供に係る報酬であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	業績連動報酬		その他	左記のうち、 非金銭報酬等	
			賞与	譲渡制限付株 式報酬			
取締役 （社外取締役を 除く）	271	81	72	105	11	117	7
監査役 （社外監査役を 除く）	5	5	0	-	-	-	1
社外役員	73	60	12	-	-	-	6

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

2. 上記役員の員数には、2025年3月27日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれており、無報酬の取締役1名は含めておりません。

3. 「譲渡制限付株式報酬」については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、非金銭報酬として当事業年度に計上した額となっております。

4. 「その他」の内容は、社宅提供に係る非金銭報酬として支給しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の変動又は、株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした株式を純投資目的の投資株式、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するための企業間の取引維持・強化を目的とした株式を純投資目的以外の投資株式としております。

なお、当社が保有する株式は全て、純投資目的以外の株式であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、良好な取引関係の維持発展、提携強化、財産コンサルティング事業の一環など戦略的意義を有すること、また、リスクとリターンを踏まえた中長期的観点から保有の合理性を多角的に検証しております。検証の結果、保有目的を達成したものや保有効果が薄れたと判断されたものについては、売却等の手続きを実施します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	19	23
非上場株式以外の株式	3	1,419

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	124
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社京葉銀行	403,500	403,500	同社と良好な取引関係・協力関係を 維持・強化し、千葉県内の資産家 に対して財産承継、事業承継、財産運 用のコンサルティングを提供する目 的で保有しております。	有
	671	317		
株式会社うかい	200,000	200,000	事業承継コンサルティングの一環で 保有しております。	無
	676	698		
株式会社山田再生系 債権回収総合事務所	84,900	84,900	財産承継、事業承継、財産運用のコ ンサルティングサービスを共同で行 うことを目的に保有しております。	有
	71	73		

(注) 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的の適切性、事業戦略上の重要性等により保有の合理性を検証しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び第35期事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、同機構や監査法人等による研修への参加、会計専門誌等による情報収集等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,082	14,099
売掛金	484	798
販売用不動産	3 1,192	3 4,163
その他の棚卸資産	22	6
その他	641	502
貸倒引当金	8	2
流動資産合計	15,415	19,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	376	403
減価償却累計額	130	145
建物及び構築物（純額）	245	258
土地	1	1
その他	301	307
減価償却累計額	220	239
その他（純額）	81	68
有形固定資産合計	328	327
無形固定資産		
のれん	1,295	1,164
契約関連無形資産	2,474	2,336
ソフトウェア	171	104
その他	63	19
無形固定資産合計	4,003	3,624
投資その他の資産		
投資有価証券	2,845	2,106
関係会社株式	2 40	2 39
繰延税金資産	253	243
その他	394	367
投資その他の資産合計	3,533	2,757
固定資産合計	7,865	6,709
資産合計	23,280	26,278

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	378	296
短期借入金	200	100
1年内返済予定の長期借入金	3 1,976	3, 4 2,216
1年内償還予定の社債	20	20
未払金	1,411	1,907
未払法人税等	486	505
その他	1 1,232	1 1,014
流動負債合計	5,705	6,060
固定負債		
社債	70	50
長期借入金	3 3,704	3, 4 3,826
長期預り敷金保証金	3,032	3,767
長期末払金	43	41
繰延税金負債	905	818
その他	3	1
固定負債合計	7,759	8,505
負債合計	13,464	14,566
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,259	1,271
資本剰余金	2,081	2,094
利益剰余金	8,113	9,714
自己株式	1,978	1,954
株主資本合計	9,475	11,126
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	350	591
為替換算調整勘定	53	58
その他の包括利益累計額合計	297	532
新株予約権	28	22
非支配株主持分	15	31
純資産合計	9,816	11,712
負債純資産合計	23,280	26,278

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 45,618	1 41,785
売上原価	38,649	2 33,284
売上総利益	6,969	8,501
販売費及び一般管理費	3 3,462	3 4,642
営業利益	3,506	3,858
営業外収益		
受取利息	10	25
受取配当金	15	18
持分法による投資利益	1	-
為替差益	37	-
匿名組合投資利益	16	20
その他	3	23
営業外収益合計	84	88
営業外費用		
支払利息	77	138
支払手数料	30	39
持分法による投資損失	-	0
為替差損	-	7
その他	3	3
営業外費用合計	111	189
経常利益	3,480	3,756
特別利益		
投資有価証券売却益	-	24
特別利益合計	-	24
特別損失		
投資有価証券評価損	4 75	-
固定資産除却損	5 0	5 13
減損損失	-	6 9
その他	-	1
特別損失合計	75	24
税金等調整前当期純利益	3,404	3,756
法人税、住民税及び事業税	1,060	1,184
法人税等調整額	82	194
法人税等合計	978	990
当期純利益	2,426	2,766
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失（ ）	2	16
親会社株主に帰属する当期純利益	2,428	2,750

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	2,426	2,766
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17	240
為替換算調整勘定	14	5
その他の包括利益合計	2	235
包括利益	2,428	3,001
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,431	2,985
非支配株主に係る包括利益	2	16

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,210	1,381	6,756	144	9,204	333	38	294	48	37	9,584
当期変動額											
剰余金の配当			1,071		1,071						1,071
新株の発行（新株予約権の行使）	48	48			97						97
新株の発行（株式交換）		686			686						686
親会社株主に帰属する当期純利益			2,428		2,428						2,428
自己株式の取得				2,099	2,099						2,099
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）		12		18	30						30
自己株式の処分（株式交換）		48		247	199						199
連結子会社株式の取得による持分の増減		0			0						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						17	14	2	20	21	39
当期変動額合計	48	699	1,357	1,834	270	17	14	2	20	21	231
当期末残高	1,259	2,081	8,113	1,978	9,475	350	53	297	28	15	9,816

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,259	2,081	8,113	1,978	9,475	350	53	297	28	15	9,816
当期変動額											
剰余金の配当			1,149		1,149						1,149
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12			24						24
親会社株主に帰属する当期純利益			2,750		2,750						2,750
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）		1		24	26						26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						240	5	235	6	16	245
当期変動額合計	12	13	1,600	24	1,650	240	5	235	6	16	1,896
当期末残高	1,271	2,094	9,714	1,954	11,126	591	58	532	22	31	11,712

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,404	3,756
減価償却費	215	363
のれん償却額	8	130
株式報酬費用	4	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	1	5
受取利息及び受取配当金	25	44
支払利息	77	138
投資有価証券評価損益（は益）	75	-
投資有価証券売却損益（は益）	-	24
匿名組合投資損益（は益）	16	20
固定資産除却損	0	13
減損損失	-	9
売上債権の増減額（は増加）	513	308
棚卸資産の増減額（は増加）	3,249	2,967
未収入金の増減額（は増加）	4	30
前渡金の増減額（は増加）	280	319
立替金の増減額（は増加）	6	3
仕入債務の増減額（は減少）	27	82
前受金の増減額（は減少）	44	31
未払金の増減額（は減少）	296	517
未払消費税等の増減額（は減少）	186	391
預り金の増減額（は減少）	87	123
長期未払金の増減額（は減少）	2	1
預り敷金及び保証金の増減額（は減少）	437	734
その他	53	62
小計	8,107	2,133
利息及び配当金の受取額	25	44
利息の支払額	68	127
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	1,402	1,145
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,662	903

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	130	102
有形固定資産の取得による支出	48	49
無形固定資産の取得による支出	17	85
投資有価証券の取得による支出	847	1,572
投資有価証券の売却及び払戻による収入	460	2,703
ゴルフ会員権の取得による支出	-	4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2,068	-
敷金及び保証金の差入による支出	12	3
敷金の回収による収入	5	15
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,659	901
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	-	100
長期借入れによる収入	1,500	2,970
長期借入金の返済による支出	4,120	2,608
社債の償還による支出	30	20
ストックオプションの行使による収入	72	17
自己株式の取得による支出	2,099	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	19	-
配当金の支払額	1,071	1,148
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,768	888
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,759	915
現金及び現金同等物の期首残高	14,693	12,934
現金及び現金同等物の期末残高	12,934	13,849

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

株式会社青山総合エステート

株式会社青山財産インベストメンツ

株式会社日本資産総研

Aoyama Wealth Management Pte.Ltd.

PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA

株式会社青山財産ネットワークス九州

日東不動産株式会社

株式会社青山フィナンシャルサービス

株式会社青山ファミリーオフィスサービス

株式会社日本デジタルインベストメント

株式会社チェスター

株式会社チェスターライフパートナー

株式会社チェスターコンサルティング

株式会社アーバנקレスト

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社ネクストナビ

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

新生青山パートナーズ株式会社

(3) 持分法の適用の範囲から除いた理由

持分法を適用していない関連会社（新生青山パートナーズ株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同じであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

有価証券

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともに投資有価証券に加減し、当社の子会社又は関連会社が組合の営業者となっていない投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券に加減しております。

棚卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

ロ．その他の棚卸資産

移動平均法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 8～47年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

契約関連無形資産 18年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

イ．財産コンサルティング

財産承継においては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングサービスなどを提供しております。

事業承継においては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M & A後の財産承継支援やM & A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングサービスなどを提供しております。

商品組成等においては、ADVANTAGE CLUBおよびプライベート任意組合における運営管理、オペレーティングリース商品の提供、地方創生プロジェクトにおける運営管理、海外での運用商品等のサービスを提供しております。

上記コンサルティングは顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。所定の成果をあげることを履行義務とするものについては、当該サービスの提供が完了した一時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産媒介契約に基づく不動産媒介サービスの履行義務は、不動産売買契約締結後、当該不動産売買取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

ロ．不動産取引

ADVANTAGE CLUBにおいては、不動産特定共同事業法に基づき商品化した「不動産共同所有システム」により組成された任意組合に対して、不動産の供給を行っております。その他不動産取引においては、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産の提供及び不動産に関連した商品の開発を行っております。

不動産売買の履行義務は不動産売買契約に基づき、不動産の引渡時に充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、不動産取引の一部において、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から不動産の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) のれん及び契約関連無形資産の評価

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	1,295	1,164
契約関連無形資産	2,474	2,336

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度ののれん及び契約関連無形資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております

のれん及び契約関連無形資産については、減損の兆候の有無を確認したうえで、減損の認識、測定の要否を判断しております。減損損失の認識、測定を行う場合には、主に事業計画を基にした将来のキャッシュ・フロー等について仮定を設定しております。

のれん及び契約関連無形資産の評価は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 投資有価証券の評価

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	123	23
投資有価証券（投資事業組合への出資金等）	1,302	307

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は、市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

非上場株式の評価においては、投資先の財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を行うこととしております。

投資先事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	253	243

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しています。

将来の経済状況及び当社グループの経営環境の変化により、当連結会計年度末で回収可能と判断していた繰延税金資産を翌連結会計年度に取り崩す必要性が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

1 契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

契約負債は、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	40百万円	39百万円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
販売用不動産	380百万円	180百万円

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	22百万円	6百万円
長期借入金	336	136
計	359	142

4 財務制限条項

当連結会計年度（2025年12月31日）

当連結会計年度末の借入金のうち2,875百万円には、主に以下の財務制限条項が付されており、その特約条項は次のとおりです。

- (1) 2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 棚卸資産の帳簿価額の切下額

期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売用不動産評価損	- 百万円	72百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
人件費	1,304百万円	1,695百万円
地代家賃	326	391
支払報酬	330	370
のれん償却額	8	130

4 投資有価証券評価損

前連結会計年度（自 2024年1月1日至 2024年12月31日）

当社が保有する投資有価証券の一部について実質価額が著しく下落したため、投資有価証券評価損75百万円を計上しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	0百万円	10百万円
工具、器具及び備品	-	3
計	0	13

6 減損損失

前連結会計年度（自 2024年1月1日至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日至 2025年12月31日）

減損損失の内容は次の通りであります。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区	処分予定資産	建物及び構築物	9
		その他	0

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については、個別の物件毎にグルーピングを行っております。

当社は当連結会計年度において、サテライトオフィスの返還の意思決定を行い、処分が予定されている資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（9百万円）として計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	24百万円	358百万円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	24	358
法人税等及び税効果額	7	117
その他有価証券評価差額金	17	240
為替換算調整勘定：		
当期発生額	14	5
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	14	5
法人税等及び税効果額	-	-
為替換算調整勘定	14	5
その他の包括利益合計	2	235

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	24,520,859	582,600	-	25,103,459

(注) 普通株式の株式数の増加582,600株は、株式交換のための新株の発行による500,000株及び新株予約権の行使による増加82,600株であります。

２．自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	189,246	1,139,220	168,776	1,159,690

(注１)自己株式の株式数の増加1,139,220株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加1,139,200株及び単元未満株式の買取りによる増加20株であります。

(注２)自己株式の株式数の減少168,776株は、株式交換による自己株式の割当による減少145,000株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分23,776株による減少であります。

３．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第８回新株予約権	-	-	-	-	-	9
	第９回新株予約権	-	-	-	-	-	18
合計		-	-	-	-	-	28

４．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年２月９日 取締役会	普通株式	632	26	2023年12月31日	2024年３月29日
2024年８月８日 取締役会	普通株式	439	18	2024年6月30日	2024年８月26日

(２) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年２月13日 取締役会	普通株式	670	利益剰余金	28	2024年12月31日	2025年３月28日

当連結会計年度（自 2025年１月１日 至 2025年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	25,103,459	20,400	-	25,123,859

(注)普通株式の株式数の増加20,400株は、新株予約権の行使による増加であります。

２．自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	1,159,690	-	14,440	1,145,250

(注)自己株式の株式数の減少14,440株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内 訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (百万円)
			当 連 結 会 計 年 度 期 首	当 連 結 会 計 年 度 増 加	当 連 結 会 計 年 度 減 少	当 連 結 会 計 年 度 末	
提出会社 (親会社)	第8回新株予約権	-	-	-	-	-	6
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	15
合計		-	-	-	-	-	22

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	670	28	2024年12月31日	2025年3月28日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	479	20	2025年6月30日	2025年8月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月6日 取締役会	普通株式	791	利益剰余金	33	2025年12月31日	2026年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	13,082百万円	14,099百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	148	250
現金及び現金同等物	12,934	13,849

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式及び投資事業組合並びに投資信託への出資等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、主としてコンサルティング収益に対応する外注費及び紹介手数料であり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に運転資金に必要な資金の調達であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクがあります。

長期預り敷金保証金は、当社グループでマスターリースをしている不動産物件に係る預り敷金保証金であります。当該不動産物件は「不動産共同所有システム」により組成された任意組合所有の物件等であります。

営業債務、借入金、社債、長期預り敷金保証金は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券	1,827	1,827	-
(2) 社債（1年内償還予定の社債含む）	90	89	0
(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	5,680	5,644	36
(4) 長期預り敷金保証金	3,032	2,923	109

- () 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「未払金」、「短期借入金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- (注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	123

- (注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合等への出資金	894

- (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,082	-	-	-
売掛金	484	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券（社債）	50	359	-	-
合 計	13,617	359	-	-

(注4) 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200	-	-	-	-	-
社債	20	20	20	20	10	-
長期借入金	1,976	1,648	958	664	190	242
合 計	2,196	1,668	978	684	200	242

当連結会計年度(2025年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券	1,790	1,790	-
(2) 社債(1年内償還予定の社債含む)	70	69	0
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	6,042	6,029	13
(4) 長期預り敷金保証金	3,767	3,566	200

() 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「未払金」、「短期借入金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	23

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合等への出資金	293

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,099	-	-	-
売掛金	798	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	-	15	-	-
合 計	14,897	15	-	-

(注4) 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	100	-	-	-	-	-
社債	20	20	20	10	-	-
長期借入金	2,216	1,536	1,241	767	172	108
合 計	2,336	1,556	1,261	777	172	108

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前連結会計年度（2024年12月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,420	-	-	1,420
社債	-	407	-	407
合 計	1,420	407	-	1,827

当連結会計年度（2025年12月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,775	-	-	1,775
社債	-	14	-	14
合 計	1,775	14	-	1,790

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2024年12月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内償還予定の社債含む)	-	89	-	89
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	-	5,644	-	5,644
長期預り敷金保証金	-	2,923	-	2,923
合計	-	8,658	-	8,658

当連結会計年度(2025年12月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内償還予定の社債含む)	-	69	-	69
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	-	6,029	-	6,029
長期預り敷金保証金	-	3,566	-	3,566
合計	-	9,666	-	9,666

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債の時価は、相場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、主に対象物件を所有する不動産特定共同事業法により組成された任意組合の解散時期に対象物件が任意組合から売却される際に当社グループの預り敷金保証金を物件の売却先に引き継ぐことが想定されることから、任意組合の解散見込み時期までにわたって信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,088	611	477
	その他	331	300	31
	小計	1,420	911	508
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	0	0	0
	その他	407	410	2
	小計	407	410	2
合計		1,827	1,321	505

(注) 市場価格のない非上場株式(連結貸借対照表計上額 123百万円)及び投資事業組合出資金(連結貸借対照表計上額 894百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,419	611	807
	その他	356	300	56
	小計	1,775	911	864
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	その他	14	15	0
	小計	14	15	0
合計		1,790	926	863

(注) 市場価格のない非上場株式(連結貸借対照表計上額 23百万円)及び投資事業組合出資金(連結貸借対照表計上額 293百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1	0	-
(2) その他	459	-	-
合計	460	0	-

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	124	24	-
(2) その他	2,579	-	-
合計	2,703	24	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について75百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度69百万円、当連結会計年度80百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費のうちの 株式報酬費用	4	-

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第8回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名 当社従業員 1名 当社関係会社取締役 3名 当社関係会社従業員 1名 当社及び当社関係会社外部協力者 15名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 78,200株
付与日	2021年9月24日
権利確定条件	新株予約権者は、2022年12月期もしくは2023年12月期の連結営業利益が2,000百万円超を計上した場合に権利行使できるものとする。 なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員、当社関係会社の取締役及び従業員並びに当社及び当社関係会社の外部協力者の地位にあることを要するものとする。 ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	第 8 回新株予約権 (自社株式オプション)
対象勤務期間	自2021年 9 月24日 至2024年 3 月31日
権利行使期間	自2024年 4 月 1 日 至2029年 3 月31日

	第 9 回新株予約権 (スtock・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 51 名 当社関係会社取締役 5 名 当社関係会社従業員 19 名
株式の種類別の自社株式オプションの数 (注)	普通株式 119,600株
付与日	2021年 9 月24日
権利確定条件	新株予約権者は、2022年12月期もしくは2023年12月期の連結営業利益が2,000百万円超を計上した場合に権利行使できるものとする。 なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
対象勤務期間	自2021年 9 月24日 至2024年 3 月31日
権利行使期間	自2024年 4 月 1 日 至2029年 3 月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したStock・オプション及び自社株式オプションを対象とし、Stock・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプション及び自社株式オプションの数

	第 8 回 新株予約権	第 9 回 新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	31,200	84,000
権利確定	-	-
権利行使	11,400	9,000
失効	-	-
未行使残	19,800	75,000

単価情報

	第 8 回 新株予約権	第 9 回 新株予約権
権利行使価格（円）	795	977
行使時平均株価（円）	1,875	1,908
付与日における 公正な評価単価（円）	328	273

3. Stock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2百万円	0百万円
未払賞与	182	229
法定福利費	19	23
未払事業税	42	56
販売用不動産評価損	1	19
投資有価証券評価損	106	14
ゴルフ会員権評価損	10	11
投資有価証券	52	93
長期未払金	14	14
資産除去債務	1	7
その他	116	112
繰延税金資産小計	549	582
評価性引当額	133	39
繰延税金資産合計	416	543
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	154	272
その他	23	845
計	178	1,117
繰延税金資産(負債)の純額	237	574

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.11	2.72
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.24	5.46
のれん償却額	0.08	1.07
評価性引当額の増減	1.36	1.93
その他	0.19	0.65
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.74	26.36

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第13号) が2025年 3 月31日に国会で成立したことに伴い、2026年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年 1 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2024年12月17日に実施した株式取得及び2024年12月25日に実施した株式交換（みなし取得日2024年12月31日）により行われた株式会社チェスター及びその子会社1社（株式会社アーバンクレスト）、株式会社チェスターライフパートナー及び株式会社チェスターコンサルティングとの企業結合について、前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額について重要な見直しが反映されております。

この結果、前連結会計年度末において暫定的に算定されたのれんの金額2,921百万円は、会計処理の確定により1,627百万円減少し、1,293百万円となっております。のれんの減少は、受注残が42百万円、契約関連無形資産が2,474百万円、繰延税金負債が888百万円それぞれ増加したことによるものであります。

のれんの償却期間は10年、のれん以外の無形固定資産に計上した受注残の償却期間は1年、契約関連無形資産の償却期間は18年であります。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

大阪支店の不動産賃借契約については、資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、当該影響額は軽微であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当事項はありません。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

該当事項はありません。

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

該当事項はありません。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務の概要

当社グループが使用している本社オフィスの一部及び連結子会社の本社オフィス等の不動産賃借契約については、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、静岡県において、賃貸用の高齢者施設（土地を含む。）を有していましたが、前連結会計年度において販売用不動産へ振替えました。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）51百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	2,171	-
期中増減額	2,171	-
期末残高	-	-
期末時価	-	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 前連結会計年度の増減額のうち、減少額は減価償却費（41百万円）及び販売用不動産への振替によるもの（2,129百万円）であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
財産コンサルティング		
財産承継	4,032	6,496
事業承継	1,879	3,026
商品組成等	2,209	2,319
不動産取引		
ADVANTAGE CLUB	29,669	28,389
その他不動産取引	7,826	1,553
合計	45,618	41,785
顧客との契約から生じる収益	45,083	40,810
その他の収益	534	975

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容が記載されているため、注記を省略しております。

当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債は、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、財産コンサルティングに特化したサービスを提供する企業集団として、個人資産家及び企業オーナーの財産承継、事業承継、財産運用等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
港区愛宕山第一任意組合	5,813	財産コンサルティング事業

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
御茶ノ水駅前任意組合	7,305	財産コンサルティング事業
神田靖国通り 任意組合	6,150	財産コンサルティング事業
新宿駅西口任意組合	4,788	財産コンサルティング事業
新宿御苑任意組合	4,282	財産コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	関連当事者との関係	議決権所有（被所有）割合（％）	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（千円）
役員	蓮見 正純	当社代表取締役社長	（被所有） 直接 10.60	新株予約権の権利行使（注）	16	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)2021年8月3日及び2021年9月7日に決議発行された第8回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
1 株当たり純資産額	408.17円	486.24円
1 株当たり当期純利益金額	100.03円	114.78円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	99.84円	114.56円

(注) 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	2,428	2,750
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額 (百万円)	2,428	2,750
期中平均株式数 (株)	24,280,309	23,960,433
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	45,843	45,654
(うち新株予約権 (株))	(45,843)	(45,654)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱チェスター	第1回 無担保社債	2024年 3月29日	90 (20)	70 (20)	1.09	なし	2029年 3月30日
合計	-	-	90 (20)	70 (20)	-	-	-

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()内は内書で、1年以内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
20	20	20	10	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200	100	0.80	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,976	2,216	1.69	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	3,704	3,826	1.64	2027年 3月31日 ~ 2044年11月28日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	5,880	6,142	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,536	1,241	767	172

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	22,155	41,785
税金等調整前中間(当期)純利益 (百万円)	1,995	3,756
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益(百万円)	1,253	2,750
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	52.32	114.78

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,769	6,002
売掛金	286	499
販売用不動産	1	3,199
その他の棚卸資産	20	4
前渡金	413	94
未収入金	113	110
未収還付消費税	-	114
前払費用	73	96
関係会社短期貸付金	588	594
立替金	184	110
その他	162	177
貸倒引当金	339	431
流動資産合計	7,972	10,372
固定資産		
有形固定資産		
建物	187	200
工具、器具及び備品	56	45
土地	1	1
有形固定資産合計	245	247
無形固定資産		
ソフトウェア	165	100
その他	1	1
無形固定資産合計	166	101
投資その他の資産		
投資有価証券	2,845	2,106
関係会社株式	4,510	4,510
敷金及び保証金	215	210
繰延税金資産	226	186
その他	45	38
投資その他の資産合計	7,843	7,053
固定資産合計	8,255	7,401
資産合計	16,227	17,774

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	214	159
短期借入金	100	-
1年内返済予定の長期借入金	1,933	2,189
未払法人税等	343	42
未払消費税等	313	-
未払金	1,133	1,552
未払費用	0	2
前受金	44	7
預り金	1,278	1,420
前受収益	3	6
その他	0	0
流動負債合計	4,366	4,382
固定負債		
長期借入金	3,348	3,690
長期末払金	29	28
その他	28	28
固定負債合計	3,406	3,746
負債合計	7,772	8,129
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,259	1,271
資本剰余金		
資本準備金	1,431	1,443
その他資本剰余金	647	649
資本剰余金合計	2,079	2,092
利益剰余金		
利益準備金	21	21
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,694	7,599
利益剰余金合計	6,716	7,621
自己株式	1,978	1,954
株主資本合計	8,076	9,031
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	350	591
評価・換算差額等合計	350	591
新株予約権	28	22
純資産合計	8,455	9,645
負債純資産合計	16,227	17,774

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 42,859	1 36,411
売上原価	1 37,290	1 30,682
売上総利益	5,569	5,728
販売費及び一般管理費	2 2,774	2 3,329
営業利益	2,794	2,398
営業外収益		
受取利息	1 14	1 21
受取配当金	1 215	1 218
受取事務手数料	1 80	1 80
為替差益	25	-
その他	17	34
営業外収益合計	353	354
営業外費用		
支払利息	76	132
支払手数料	30	39
為替差損	-	15
貸倒引当金繰入額	84	97
その他	2	2
営業外費用合計	194	288
経常利益	2,954	2,465
特別利益		
投資有価証券売却益	-	24
特別利益合計	-	24
特別損失		
投資有価証券評価損	3 75	-
関係会社株式評価損	15	-
固定資産除却損	4 0	4 10
減損損失	-	5 9
その他	-	1
特別損失合計	90	21
税引前当期純利益	2,863	2,468
法人税、住民税及び事業税	785	490
法人税等調整額	86	77
法人税等合計	699	412
当期純利益	2,164	2,055

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
コンサルティング原価	(注) 1	3,297	8.8	4,487	14.6
(うち人件費)		1,563		1,803	
(うちその他)		1,733		2,684	
不動産取引原価	(注) 2	33,992	91.2	26,194	85.4
(うち人件費)		391		475	
(うち不動産仕入)		32,652		24,917	
(うちその他)		948		802	
当期売上原価		37,290	100.0	30,682	100.0

(注) 1.その他の主な内容は外部委託費又は紹介料です。
2.その他の主な内容は不動産の購入に関する諸経費です。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,210	696	683	1,379	21	5,601	5,623
当期変動額							
剰余金の配当						1,071	1,071
新株の発行（新株予約権の行使）	48	48		48			
新株の発行（株式交換）		686		686			
当期純利益						2,164	2,164
自己株式の取得							
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）			12	12			
自己株式の処分（株式交換）			48	48			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	48	735	35	699	-	1,092	1,092
当期末残高	1,259	1,431	647	2,079	21	6,694	6,716

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	144	8,069	333	333	48	8,451
当期変動額						
剰余金の配当		1,071				1,071
新株の発行（新株予約権の行使）		97				97
新株の発行（株式交換）		686				686
当期純利益		2,164				2,164
自己株式の取得	2,099	2,099				2,099
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	18	30				30
自己株式の処分（株式交換）	247	199				199
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17	17	20	2
当期変動額合計	1,834	6	17	17	20	3
当期末残高	1,978	8,076	350	350	28	8,455

当事業年度（自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,259	1,431	647	2,079	21	6,694	6,716
当期変動額							
剰余金の配当						1,149	1,149
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12		12			
当期純利益						2,055	2,055
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）			1	1			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	12	12	1	13	-	905	905
当期末残高	1,271	1,443	649	2,092	21	7,599	7,621

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,978	8,076	350	350	28	8,455
当期変動額						
剰余金の配当		1,149				1,149
新株の発行（新株予約権の行使）		24				24
当期純利益		2,055				2,055
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	24	26				26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			240	240	6	234
当期変動額合計	24	955	240	240	6	1,190
当期末残高	1,954	9,031	591	591	22	9,645

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

其他有価証券

イ.市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ.市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともに投資有価証券に加減し、当社の子会社又は関連会社が組合の営業者となっていない投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券に加減しております。

(2)棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

その他の棚卸資産

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8年～47年
工具、器具及び備品	5年～15年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(1) 財産コンサルティング

財産承継においては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングサービスなどを提供しております。

事業承継においては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M & A後の財産承継支援やM & A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングサービスなどを提供しております。

商品組成等においては、ADVANTAGE CLUBおよびプライベート任意組合における運営管理、オペレーティングリース商品の提供、地方創生プロジェクトにおける運営管理、海外での運用商品等のサービスを提供しております。

上記コンサルティングは顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。所定の成果をあげてことを履行義務とするものについては、当該サービスの提供が完了した一時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産媒介契約に基づく不動産媒介サービスの履行義務は、不動産売買契約締結後、当該不動産売買取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

(2) 不動産取引

ADVANTAGE CLUBにおいては、不動産特定共同事業法に基づき商品化した「不動産共同所有システム」により組成された任意組合に対して、不動産の供給を行っております。その他不動産取引においては、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産の提供及び不動産に関連した商品の開発を行っております。

不動産売買の履行義務は不動産売買契約に基づき、不動産の引渡時に充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、不動産取引の一部において、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から不動産の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上することとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 投資有価証券の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券（非上場株式）	123	23
投資有価証券（投資事業組合への出資金等）	1,302	307

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

関係会社投融資の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	4,510	4,510
関係会社株式評価損	15	-
関係会社短期貸付金	588	594
貸倒引当金	331	429

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がないことから、当該会社の財政状態の著しい悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、実質価額が取得原価まで回復することを十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額処理を行うこととしております。また、財政状態が著しく悪化した関係会社に対する貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。なお、超過収益力を織り込んで取得した株式については、当該超過収益力が評価額に含まれていることから、超過収益力が低下したと判断される場合には、当該低下に相当する額について評価損を計上することとなります。

関係会社の財政状態が悪化した場合には、翌事業年度において新たな株式の減損処理や貸付金に係る貸倒引当金を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	226	186

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権（関係会社短期貸付金を除く）	130百万円	159百万円
短期金銭債務（関係会社短期借入金を除く）	50	107

2. 財務制限条項

財務制限条項に関する注記については、連結財務諸表 注記事項（連結貸借対照表関係） 4 財務制限条項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年 1月 1 日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1 日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	43百万円	55百万円
売上原価	281	479
販売費及び一般管理費	6	27
営業取引以外の取引による取引高	285	285

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11.7%、当事業年度12.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88.3%、当事業年度87.5%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1 日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1 日 至 2025年12月31日)
人件費	1,025百万円	1,214百万円
地代家賃	235	252
支払報酬	296	366
減価償却費	160	166

3. 投資有価証券評価損

詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」において同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1 日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1 日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	0百万円	7百万円
工具、器具及び備品	-	3
計	0	10

5. 減損損失

詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」において同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
子会社株式	4,490	4,490
関連会社株式	20	20

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	104百万円	128百万円
未払賞与	179	220
法定福利費	17	21
未払事業税	27	14
子会社株式	32	33
投資有価証券評価損	106	14
ゴルフ会員権評価損	6	7
投資有価証券	52	93
長期未払金	8	8
資産除去債務	1	7
その他	92	91
小計	631	641
評価性引当額	250	183
合計	381	458
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	154	272
計	154	272
繰延税金資産の純額	226	186

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.81	2.21
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	8.37	10.79
評価性引当額の増減	2.12	2.38
その他	1.76	2.96
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.42	16.73

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	297	46	22 (9)	321	121	26	200
工具、器具及び備品	232	14	12 (0)	234	188	21	45
土地	1	-	-	1	-	-	1
有形固定資産計	530	61	34 (9)	557	309	48	247
無形固定資産							
ソフトウェア	718	62	-	780	680	127	100
その他	2	-	-	2	0	0	1
無形固定資産計	720	62	-	783	681	127	101

(注1)「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額です。

(注2)建物及び工具器具備品の当期増加額の主な要因は、社内環境の整備によるものです。

(注3)建物及び工具器具備品の当期減少額の主な要因は、サテライトオフィス秋葉原の退去に伴う資産の減損によるものです。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	339	431	339	431

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6 月30日及び12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.azn.co.jp
貸借対照表及び損益計算書に係る情報を提供する当社ウェブサイト	https://www.azn.co.jp
株主に対する特典	(注) 2

(注) 1 . 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1)会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利

(2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(注) 2 . 株主に対する特典は、次のとおりであります。

基準日	保有株式数及び保有期間	株主優待内容
毎年 6 月末	1000株以上2000株未満(* 1)	QUOカード1,000円分
	2,000株以上	3,000円相当の商品または寄付から1点選択
	さらに、10,000株以上 2年以上継続保有(* 2)	うかいグループ共通御食事券(20,000円) または、うかい特選牛肉<すきやき用>(20,000円相当分) または、うかい特選牛肉<しゃぶしゃぶ用>(20,000円相当分) または、うかい特選牛肉<ステーキ用>(20,000円相当分)
毎年12月末	1,000株以上2,000株未満	QUOカード2,000円分
	2,000株以上3,000株未満	3,000円相当の商品または寄付から1点選択
	3,000株以上	5,000円相当の商品または寄付から1点選択
	さらに、30,000株以上	うかいグループ共通御食事券(30,000円) または、うかい特選牛肉<すきやき用>(30,000円相当分) または、うかい特選牛肉<しゃぶしゃぶ用>(30,000円相当分) または、うかい特選牛肉<ステーキ用>(30,000円相当分) または、カトープレジャーグループ施設利用券(30,000円)

(* 1)前期12月末日時点で 0 ～ 999株ご保有の株主様が、当期 6 月末日時点で1,000株以上2,000株未満になった場合に贈呈

(* 2) 2 年以上継続保有とは、6 月30日および12月31日を基準日とした株主名簿に 5 回以上連続して、同一株主番号にて記載又は記録される状態を指します。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月27日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月27日関東財務局長に提出

(3)半期報告書及び確認書

第35期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月7日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2025年3月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく、臨時報告書であります。

(5)自己株券買付状況報告書

報告期間（自2025年3月1日 至2025年3月31日）2025年4月7日関東財務局長に提出

報告期間（自2025年4月1日 至2025年4月30日）2025年5月9日関東財務局長に提出

報告期間（自2025年5月1日 至2025年5月31日）2025年6月11日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 3 月24日

株式会社青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永利 浩史

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 浩幸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青山財産ネットワークスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及び契約関連無形資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん1,164百万円及び契約関連無形資産2,336百万円を計上している。 注記事項（重要な会計上の見積り）(1)のれん及び契約関連無形資産の評価に記載されているとおり、のれん及び契約関連無形資産の評価にあたっては、減損の兆候の有無を確認したうえで、減損の認識、測定の要否を判断している。減損損失の認識、測定を行う場合には、経営者は主に事業計画を基にした将来のキャッシュ・フロー等について仮定を設定している。 のれん及び契約関連無形資産の評価は将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、減損の兆候がある場合には、経営者による主観的な判断や不確実性を伴う重要な見積りを含む将来のキャッシュ・フロー等の算定が必要となることから、当監査法人はのれん及び契約関連無形資産の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、のれん及び契約関連無形資産の評価にかかる判断の妥当性を検討するために、主に以下の手続を実施した。 (1)減損の兆候の有無を確認するため、会社が作成した減損兆候判定資料を閲覧した。 (2)超過収益力を織り込んだ価格で取得した連結子会社に係るのれん及び契約関連無形資産については以下の手続を実施した。 ・PPAに関して経営者が利用した外部専門家による報告書を閲覧し、見積りの基礎となる事業計画と会社の取締役会で承認された事業計画との整合を確かめるとともに、評価技法の選定方法、割引率の算定方法等の合理性を検討した。 ・会社の会議体における議事録の閲覧及び経営者等への質問を通じて関係会社の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する状況の有無を確かめた。 ・取得時の事業計画と実績値との比較分析を行い、当初計画の翌期以降の達成可能性について評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社青山財産ネットワークスの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社青山財産ネットワークスが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 3 月24日

株式会社青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 永利 浩史

指定社員
業務執行社員

公認会計士 松本 浩幸

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青山財産ネットワークスの2025年 1 月 1 日から2025年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークスの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式4,510百万円を計上している。 注記事項（重要な会計上の見積り）(2)関係会社株式の評価に記載されているとおり、超過収益力を織り込んで取得した株式については、当該超過収益力が評価額に含まれていることから、超過収益力が低下したと判断される場合には、当該低下に相当する額について評価損を計上することとしている。 超過収益力を反映した実質価額は、事業計画をもとに見積もられるが、事業計画には将来のキャッシュ・フロー等の仮定が用いられており、経営者による主観的な判断や不確実性を伴うものであることから、当監査法人は、関係会社株式の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価にかかる判断の妥当性を検討するために、主に以下の手続を実施した。 (1)実質価額の算定基礎となる財務情報の信頼性を検討するとともに、会社が作成した帳簿価額と実質価額との比較資料を検討した。 (2)実質価額に含まれる超過収益力の妥当性を検討するために以下の監査手続を実施した。 ・会社の会議体における議事録の閲覧及び経営者等への質問を通じて関係会社の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する状況の有無を確かめた。 ・取得時の事業計画と実績値との比較分析を行い、当初計画の翌期以降の達成可能性について評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。